

平成 2 4 年

# 南部町議会第 1 回定例会会議録

平成 2 4 年 3 月 8 日 開会

平成 2 4 年 3 月 2 3 日 閉会

山梨県南部町議会

平成 2 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 8 日

平成24年第1回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成23年3月8日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・会議
3. 日程報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 提出議案の報告  
日程第5 提出議題の上程・説明

議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について

議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計  
補正予算(第1号)

議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算

議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算

議案第25号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計予算

議案第27号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計予算

議案第28号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計  
予算

議案第29号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計  
予算

日程第6 提出議案に対する質疑

日程第7 提出議案に対する討論・採決(急施議案1件)

日程第8 提出議案の委員会付託

日程第9 一般質問

日程第10 議員派遣について

#### 4.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	市川	強	2番	望月	將名
3番	籾持	雅	4番	内田	大明
5番	萩原	敬	6番	遠藤	雄一
7番	小林	福雄	8番	佐野	礼三
9番	木内	利明	11番	佐野	哲也
12番	仲亀	七郎	13番	鍋田	幹雄
14番	堀之内	可和			

#### 5.欠席議員(なし)

#### 6.会議録署名議員

4番 内田大明

5番 萩原敬

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町	長	佐野和広	教育委員	長	尾山幹雄
代表監査委員		大窪昌樹	教	育	長
会計管理者		久保川昭弘	総務課	長	若林正昭
交通防災課	長	田村秋人	企画課	長	四條和彦
財政課	長	望月宝	税務課	長	青木司
住民課	長	古屋秀樹	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長		望月政文
アルファセンター	所長	望月良治	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長		近藤勝
健康管理センター	所長	望月一弥	子育て支援課	長	小池治男
水道環境課	長	長坂正志	環境センター	所長	若林邦治
産業振興課長(兼) 農業委員会事務局長		仙洞田秀文	建設課	長	鈴木正規
登記室	長	佐野日出夫	学校教育課	長	若林治
生涯学習課	長	斉藤文明	生涯スポーツ課	長	佐野隆行

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 望月哲也



開会 午前 9時30分

議長（堀之内可和君）

それでは、会議に先立ちまして、東日本大震災から1年を迎えようとしております本日、震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

議会事務局長（望月哲也君）

それでは、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷 ）

ありがとうございました。

ご着席ください。

議長（堀之内可和君）

平成24年第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

振り返りますと、昨年3月11日午後2時46分、ちょうど3月定例会の委員会審査中でありました。太平洋三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、巨大な津波を発生させるなど、東北地方から関東地方の太平洋沿岸に、未曾有の被害を発生させました。

この地震により発生した、福島原発事故は、今もなお収束には程遠く、元どおりの生活と自然を取り戻すには、相当な年月を要するものと思われまます。

東日本大震災から1年を迎えようとする今日、犠牲になられました皆さまに、あらためて哀悼の意を表しますとともに、震災地の1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は平成24年度の町民生活に関係する当初予算等を審議する、重要な議会であります。かつ、その内容も多種多様にわたっております。慎重審議を、よろしくお願いいたします。

なお、私事ですが、去る2月9日の全国町村議長会において、自治功労賞表彰を受けました。これも議員各位、町執行部のご理解とご協力の賜物であります。深く感謝を申し上げます。

今後も、南部町議会および南部町発展のために、邁進する所存でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議員各位の第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成24年南部町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、4番 内田大明議員及び5番 萩原敬議員の両名を指名いたします。

議長（堀之内可和君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間にするものと決定いたしました。

議長（堀之内可和君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、町長および教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので、報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。今期定例会に付する、請願書、陳情等はありません。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による、平成23年度会計に係る11月分、12月分、24年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

議長（堀之内可和君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配付してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

議長（堀之内可和君）

日程第5 議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について

議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

- 議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)  
議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第14号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)  
議案第15号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第16号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第17号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
議案第18号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第19号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算  
議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算  
議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計予算  
議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算  
議案第25号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第26号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計予算  
議案第27号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計予算  
議案第28号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算  
議案第29号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

以上、27件についてを一括議題として、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

町長(佐野和広君)

皆さんおはようございます。

それでは、平成24年第1回定例会開催にあたり、提出をいたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会開催がされますことに、心から感謝を申し上げます。

ギリシャの財政破綻に端を発した欧州経済の混乱から、世界経済の落ち込みが深刻さを増す中発生いたしました、東日本大震災と原発事故により、わが国は国難ともいべき大変な状況にあります。

このような最中、政府は年々増加の一途をたどる社会保障への財源として、消費税増による税と社会保障の一体改革を推し進めようとしていますが、1票の格差是正による議員定数削減、議員歳費の見直し、衆議院解散要求の動きと相まって、政治は混乱を極めております。

さて、今議会は、私が就任後、はじめての当初予算の審議を受ける議会でもありますが、以前にも増して、厳しい経済情勢の中での財政運営ですので、緊縮を念頭においての予算編成に終始しました。

本来なら、私の政策予算を盛り込んだ形を前面に押し出そうと考えましたが、年頭のあいさつでも申し上げましたが、現状をしっかりと把握し、問題解決を優先し、着実に対処していくことといたしました。

ここで、今年度の施策の大きな流れを述べたいと思います。

私の就任以来の最大の懸案事項でありますごみ処理問題ですが、施設自体がいつ壊れてもおかしくない状況であると、以前申し上げました。

その解決のために、昨年6月より行ってまいりましたが、いよいよこの3月末までには、町民の皆さまの前にお示しできる段階まで、進んでまいりました。正式に決まり次第、各地区で説明会を行います。

次に、廃校後の施設のあり方ですが、私の中に構想があります。町の将来像を見据えた中で、施策の一端ですから、当然投資が必要となります。担当課には、そのための調査をすでに指示してあります。その結果を踏まえ、今後、議会に案件としてご提案させていただきます。

それから、年々少なくなる子どもたちに対する当面の課題として、保育所、小学校の統廃合、存続問題がありますが、4月以降、検討委員会を設け、方向性を出したいと考えております。

次に、防災についてであります。ハード面ではこれまでに全世帯への火災報知器の配布、防火水槽の設置、昨年は100トン1基、今年度は60トン2基を予定しております。

老朽化した消防車両の買い替え、ドクターヘリポートの設置、これは3月中に陵草地区、徳間地区の2カ所が完成いたします。衛星携帯電話の増設、災害時の食料品の備蓄等、少しずつ進んでおりますが、ソフト面での充実を図らなければなりません。

そこで、この16日金曜日には、富沢地区を対象とした、第2回防災講演会を開催し、その後、南部地域での講演会を実施いたします。多くの住民の皆さまの参集を願っております。その後、全町的な防災体制の強化、組織、訓練等を図って参りたいと思っております。

今春4月14日には、新東名が御殿場三ヶ日間で開通となります。そのような状況の中で、中部横断自動車道の工事にも拍車がかかると考えられます。

そこで、中野インターでの施設建設の件ですが、これも予定していたよりも、前倒しで進めようと考えております。

すでに、私の手元には、いくつかの資料を取り寄せてありますので、今後、そのための検討委員会を立ち上げて、十分に議論を重ねながら、町の活性化の起爆剤となるものを構築したいと考えます。ちなみに、富士川町の道の駅は、今年度工事に着工しますが、計画から実施に至るまでには相当の時間を要しております。

次に、福祉についてであります。特に年々増加傾向にある認知症対策としまして、今年度は診療所に心療内科、精神科を設けます。それにより、少しでも病気の進行を遅らせたり、未然に防ぐことができたらと願っております。

まだまだ述べたいことはございますが、以上が平成24年度の主な柱であります。

続いて、12月から3月までの行政報告をいたします。

12月27日に、一般廃棄物最終処分場事業にかかわる市町村長会議が行われ、今議会にも、関係議案が提出されておりますが、境川に最終処分場を確保することについての決定がされました。

1月19日から、21日にかけて、南部町とゆかりのあります市町村で構成をしております、平成南部藩の地域づくり成果報告会に出席をいたしました。わが町の食文化をテーマにそれぞれの地域の特色を生かした郷土料理の報告を行いました。

また翌日、東日本大震災被災地支援チームが行っている、盛岡復興支援センターを視察することができ、支援物資や被災者への後方支援についてのお話を伺うことができ、大変勉強にな

りました。

また、今月18日に、遠野市より後方支援の集いに招きを受け行ってまいりますが、この折、釜石市と大槌町の視察を予定しております。この目でしっかりと、被災地の状況や、復興状況を見てきたいと思っております。

2月9日国土交通省甲府河川事務所長の案内により、富沢インターから以北の増穂インターまでの国直轄事業地の視察を行い、所長から進捗状況の報告を受けました。

2月14、15日に、東京で行われました、山梨県町村長研修会に出席をいたしました。知事はじめ、県内選出の国会議員が一堂に会し歓談する時間があり、情報交換をいたしました。

2月23日、富士山の日制定記念式典が、富士吉田市において開催され、堀之内議長ともども出席をしましたが、日本人の宝物として、早く富士山が世界文化遺産に登録されることを望むものです。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例議会の提出議案は、条例一部改正案7件、指定管理者の指定が1件、組合規約の変更案件が1件、補正予算案8件、24年度当初予算案10件の、計27件であります。

議案集の1ページをお開きください。

議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、時代の変化に合わせて見直しがされてきたスポーツ振興法が、スポーツ基本法に全面改正されたことに伴い、条例の改正が生じたためです。

続きまして、議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方分権一括法により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年5月2日に交付されたことにより、第1次一括法の中で、国と地方の役割分担の観点から、国の法律義務を見直し、執行体制に対する格付けを大幅に緩和したことから、市町村の条例での規定等を定めることとなったものです。

これにより、社会教育法の改正が行われたことに伴い、条例の改正が生じたためであります。

次に、議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定については、議案第3号でも説明しましたが、スポーツ振興法からスポーツ基本法に全面改正されたことにより、条例の改正が生じたためです。

続いて、議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町の長寿者で、新100歳の方に毎年支給されているお祝い金の改正です。

新100歳の方には、住民期間に応じお祝い金を支給していますが、現在の支給額50万円を30万円に見直し、また30万円を20万円に、10万円を5万円にそれぞれ改正するものです。100歳の長寿、祝いごとであります。県下市町村の新100歳を迎えられた方への支給状況を考慮しながら、高齢化する社会の中で、支給内容の見直しを図るものであります。

次に、議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険制度が施行されて、12年近くが経過しておりますが、介護保険事業計画により、3年おきに改正されてきました。介護保険法の改正及び第5期介護保険事業計画の策定により、平成24年度から平成26年までの介護保険料率について改定が必要となったため、条例の一

部を改正するものです。

続いて、議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部改正がされ、公営住宅への入居者資格の要件見直しがされたことによるものですが、分権一括法により、法の撤廃、あるいは廃止により、町で条例整備が必要となったためであります。

次に、議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、西部簡易水道の給水区域の変更認可申請に伴い、中野本郷営農飲雑用水簡易水道を西部簡易水道に統合することから、条例の改正を行うものです。

議案第10号の南部町山水徳間の里の指定管理者の指定については、平成21年度の指定管理者制度の導入により、山水徳間の里管理組合が管理を行ってきました。過去3年間の指定管理者としての実績の中で再指定をするものですが、指定については、地方自治法により、議会の議決が必要なことから、山水徳間の里管理組合の指定について、議決をお願いするものです。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から、平成27年3月31日までの3年間です。

次に、議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてですが、県内に広域的な一般廃棄物の最終処分場を確保する必要があることから、一般廃棄物の処理につきまして、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務とすることから、山梨県市町村総合事務組合規約の変更が生じたため、地方自治法により、関係団体の議会議決が必要なためであります。

以上で、条例案につきましては、説明を終わらせていただきます。

引き続き、予算案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

最初に、平成23年度3月補正予算につきまして、説明させていただきます。補正予算書の1ページをお開きください。

議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)であります。補正額は歳入歳出それぞれ1億3,824万7千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額が67億1,810万1千円となります。

歳入は、地方交付税及び財産収入等の増額分4億3,483万6千円であります。また、国県支出金等6,028万9千円、及び町債2億3,630万円の減額であります。

歳出につきましては、各事業の精査を行い、決算に向けた予算調整により増減額及び財源補正となっております。

なお、主な歳出は、情報通信基盤施設整備事業費6,489万2千円の減額、子ども手当2,177万1千円等の減額であります。

また、減債基金等への積立金3億3,320万9千円を計上させていただきました。これは、24年度中に町債の繰上げ償還を行い、後年度の負担軽減を目的に積み増しするものであります。

次に、議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)から、議案第19号 平成23年度大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)までの7会計につきましても、一般会計同様、それぞれの事業決算に向けた予算調整による増減の予算計上であります。

以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成24年度当初予算の提案説明を行います。

議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億7,500万円であります。

前年度比2.4%の減で、額にして1億2,900万円の減額となります。

主な歳入は、町税の8億8,371万2千円、地方交付税27億1千万1千円、国県支出金5億482万円、繰越金2億円であります。

なお、町債発行額は6億340万円で、その内容は過疎債2億310万円、合併特例債5,270万円、臨時財政対策費2億4千万円であります。

次に歳出は、本年度の新規事業としまして、交流促進施設整備事業として2,517万4千円を中野地内、中山間地域総合整備事業の県への負担金2,250万円、また、学校給食共同調理場統合事業として5,594万5千円を、それぞれ計画しました。

また、災害に強いまちづくりとしまして、安心なまちづくり推進事業費981万4千円を計上し、防災備品等を整備してまいります。

消防費に8,397万円を計上し、耐震性貯水槽2基の設置と、消防ポンプ自動車1台の更新、また、土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布を計画しています。

次に、議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算から、議案第29号 平成24年度大日向外3山恩賜林保護財産区特別会計予算までの9会計につきましても、事務的経費及び行政執行に必要な経常的経費を予算化して、編成したものであります。

なお、本年度の新規事業としまして、国民健康保険特別会計の直営南部診療へ新たな診療科目の心療内科を増設する経費192万円、この心療内科は、心身の機能疾患などを、心理療法等により、総合的に治療する医療です。また、医療機器の更新をするための経費2,010万円を計上しました。

以上で、提案説明を終わらせていただきますが、詳細な内容につきましては、担当課長をして説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただき、議決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（堀之内可和君）

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに議案第3号及び議案第5号について、佐野生涯スポーツ課長。

生涯スポーツ課長（佐野隆行君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

次に、議案第4号について、斉藤生涯学習課長。

生涯学習課長（斉藤文明君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

次に、議案第6号及び議案第7号について、望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

次に、議案第8号について、鈴木建設課長。

建設課長（鈴木正規君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

次に、議案第9号及び議案第11号について、長坂水道環境課長。

水道環境課長（長坂正志君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

次に、議案第10号及び議案第12号から議案第29号について、望月財政課長。

財政課長（望月宝君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は11時から再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

議長（堀之内可和君）

それでは、再開をいたします。

望月財政課長。

財政課長（望月宝君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

議長（堀之内可和君）

日程第6 提出議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第3号から議案第29号まで順次行います。

なお、本提出議案については、委員会審査を予定しておりますので、詳細は委員会審査でお願いいたします。

最初に、議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について質

疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9番、木内議員。

9番議員(木内利明君)

提案された中で、非常に対照表まで支度をしてくれまして、私たちとしても非常に判断がしやすいような資料を提供していただきました。

大変ありがとうございます。

それと、一番気になるのは、これだけの幅で上げていくということは、払う側にしてみれば、すごく不安になると思うんですね。ということは、必要だからこれくらいの保険料を払ってもらわないとやっていけないという、片方での考えがあると思うけれども、それを払う側に見ると、町ではこれだけの値上げをしないために、どのような予防事業をしてきたかということも、関心の的になるわけで、足りなかったら上げてもらえばいいということで、ひと事ではないですね。町民にみんな賦課をかけていくこととなりますので、一番大事なことは、これだけ値上げをしてもらうけれども、これだけのことをして来たと、しかし、どうしても今は、これだけの保険料をいただかなければ、正常なことがしていけない。そういう理由をもって、提案をしていただきたいと思います。その点について、ひとつ担当課長より説明をお願いしたいと思います。

議長(堀之内可和君)

望月福祉保健課長。

福祉保健課長(望月政文君)

9番、木内議員のご質問にお答えいたします。

これまで、介護保険料の値上げにつきまして、どのような事業を展開してきたかということでございます。

介護保険サービスの、介護保険料そのものが上がる原因といたしましては、介護サービスの利用者の増加ということでございます。

町といたしましても、介護保険料を抑えるべく、介護予防ということで、介護サービスの利用者をできるだけ少なくさせるということで進めてまいりました。介護予防対策としましては、地域支援事業として、介護教室、認知症講座、リハビリ教室などを開いております。特にリハビリ教室につきましては、常時開催しておりまして、多くの方にご利用いただいて、介護度が高まらないようにということで、進めているところでございます。

また、介護予防ケアマネジメントということで、地域包括支援センター、私どもの中に

ざいますが、保健師3名が活動しておりまして、できるだけ介護が進まないようにということで、努力を重ねているところであります。

ただ、一方で、介護予防により、身体の衰えを緩やかにすることはできるのでありますが、当然、高齢の方でございますので、止めることはできないという実態もございます。

このままでは、高騰する介護保険料を抑えることができませんので、より一層、介護予防に努めるとともに、介護保険制度そのものの抜本的な改正が、次の段階では求められるのではないかと考えております。

以上であります。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、木内議員。

9番議員（木内利明君）

今の担当課長から答弁をしていただいて、そういうことだろうと、大体予想をしておりましたけれども、一番大事なことは、私も前にここで指摘をしたことは、特定健診の折に、高齢者も身体チェックをして、早期発見、早期治療をしていって、それから課長が担当しているいろいろな人たち、理学療法士とか、そういう人たちが早く手を打つことによって、予防が可能になると。そういえば保険料もおのずと低くなる。そういうことに、もう少し力点を置いて、予防対策をしていっていただきたいと思います。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

5番、萩原議員。

5番議員（萩原敬君）

今、木内議員のほうからも予防をとということでありましたが、今回、改定、非常に苦しい改定ということで、38%くらい上がっているわけですね、5千円にならなくてよかったなと思っているわけでございます。ただ、先日の2月29日の新聞に、待機者が非常に多いということですね、施設入所者が増えると、やはり介護保険料は上がります。ですけれど、やはり必要であれば、そのところの対策は、町としては考えなくてはいけないと思います。

そこで、ここに介護保険料の改定についての資料をいただいているわけですが、ここに平成7年から平成22年度までの高齢化率が3%ずつ上がっていますね。今現在33.9%ということで、これに伴い、介護保険の認定をする人たちも、非常に増えているわけですね。ここにあるとおりです。

ですけれど、やはり家庭で診るということが非常に大変でありますので、その待機者への心を込めた介護保険料の改定の扱いについて、町のほうでは今後どのように考えるのか。当然施設は増えないということのもとに、毎年合計が122人でずっと26年まで予想として続いているわけですが、この扱いをどのように考えているか。

この介護保険料を抑えなければならないわけですが、そのところの思いやりの気持ちをぜひ、ここで決めたときの内容について、説明願えればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

5番、萩原議員のご質問にお答えいたします。

施設入所の待機者ということでございますが、23年度の4月当初の数値でございますが、本町では149名の待機、申し込みをされている方がおられます。

ただ、山梨県は、かつて要支援1から申し込みができるということで、介護度が軽度の方も申し込みを当然されております。特にだんだん重度になってくる、介護度3以上の方ですと、73名の方が待機をされる状態でございます。

静岡県におきましては、実質的には介護度3以上の方しか入所を認めていないということもございますので、73名という数字が大枠の数字ではないかというように考えております。

議員ご指摘のとおり、施設についてこれまでは法制度で地域密着型という形で、30人以下、29人規模の老人ホームの建設を認めてきたところであります。

地域密着でありますので、当然その町の住民の方が入られるという形になりまして、それがすべて基本的には介護保険料に反映されるということで、施設を設けたことによって、介護保険料が大幅に上がるというのも実態であります。

そのような経過がございまして、県内の市町村においても、地域密着型については進めている町村もございまして、躊躇する市町村が多かったのも実態であります。

実は、この2月29日、山梨県山日に載っていたわけですが、広域型特養ホームの整備を、県が方向転換をして、平成24年度から考えたいという発表がございました。

これまでの地域密着型ではなくて、かつて介護保険が成立する以前からあった老人ホームですが、どの市町村の方も関係なく、広域の形で老人ホームを建設して、運営をしていくという形の老人ホームの建設もこれからはまた考えるということで示されたところであります。

そのような情勢もございまして、当面、老人ホームの建設については、議員ご指摘のとおり、介護保険料にすぐに反映してしまうという実体でございますが、ただ今後、広域型等も認められていくということではございまして、その辺も考慮しながら、今後の計画を進めていきたいと考えております。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終了いたします。

次に、議案第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

11番、佐野議員。

11番議員（佐野哲也君）

指定期間が3年間ということですので、今回更新の時期になったわけですが、今回のこの指定に、ほかの申し込みはなかったかどうか。また当然、指定規約の規定に基づいて決められたと思いますけれども、どのような方法で決められたのか。

また、今年も指定管理料といいますが大きな金額が出ておりますけれども、毎年同じような金額が出されております。こういう中で、この年間の事業実績の報告等はどうしているか、残念ながら見ておりませんが、そういうようなことが多分出ていると思いますけれども、ここ3年くらいですか、同じような指定管理料を毎年出していますが、その点についても、その実績等の報告、内容等を、分かりましたらお願いしたいと思います。

議長（堀之内可和君）

望月財政課長。

財政課長（望月宝君）

11番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

私、大事なことを落としてしまい、大変申し訳ありませんでした。実は、地域に密着した施設であります山水徳間の里につきましては、指定管理者制度の導入以前から、地元の区に委託をしていたという経過がございました。

そのようなことから、非常に地域に密着した特別な施設ということで、前回指定時も今回も、非公募という形を取らせていただきました。

ただ、当然、組合からの要求、要望書の提出があり、書類審査をします。その後、経営をどうするかというような形でプレゼンテーションを受けた後、職員によりまず選定委員会がございまして、そこで実際にセレクションをしまして、評価をしております。

その評価を得て、町長に答申をいたしまして、町長の妥当だろうという判断のもと、2月27日月曜日に仮調印をしております。先ほども言いましたように、今回、議会の議決をいただいた後に、基本協定を結ぶ予定になっております。

委託料の関係でございますが、今回同じ570万円を計上してあるわけですが、ここでちょっとはっきりは言えないわけですが、あくまでも予算ですので、かなり減額の形で、契約は最後には結びたい、そのような計画であります。

それから当然、月ごと、年ごとの収支報告を受けており、その事務については的確に処理されているということでございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、木内議員。

9番議員（木内利明君）

佐野議員さんのほうから触れられたけれども、私はほかの観点から触れさせていただきます。ということは、あそこで組合と契約をしているけれども、公の施設として運営されているわ

けですね。では町民がどのくらい利用しているか、そのことを考えて、例えば竹工房を開いている日に連続して行って来ました。3、4人の人が来て見ているだけで、全然そこで工作はしていない。かいつまんで言えば、もう同じことをしているときではないような気がいたします。

ということは、町民にとって、生活をしていく上で必要な施設だったら、これは赤字になっても予算特化をしていかなければならないと思うけれども、例えば570万円のお金は、組合費といっても、あそこで事業をして利益を上げているでしょう。他のところは入ってくるではないですか、黒字になれば。だから、570万円をやりっきりでどうぞという訳には、もういかならないと思います。そういう声が町民にあるということを、財政課長も知っておいてほしい。

どのような話し合いをしたか知らないけれども、打ち合わせの基準さえ取ればいいという話ではないというわけです。あれが本当に公の施設としていいのか、どうなのか。

では、例えば町長にお伺いしたいけれども、同じような組合を作って、社会的貢献をする事業をしたいという組合が来たときには、町長、認めますか同じことを。町長の考え方を、ちょっとここで伺っておきたい。

あと細かい点は、委員会でまた審議をしたいと思いますけれど、町長の考え方をお願いします。

議長（堀之内可和君）

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

ただいまの木内議員のご質問に、私なりの考えを申し添えます。

今、指定管理者制度が3つほどあります。前回、いろいろな内容を見させていただきまして、今までの状況を考えて、次の契約のときには、相当高いハードルを持ちたいと、そういう気持ちでございました。

この山水徳間の里に関しましては、当然思ったような実績を上げておりません。しかし、私がこれから進める中で、ここは非常に大切な部分だと思っています。

といいますのは、南部町において、観光であるということ売り物にする、やはりあそこは最大の場所だと思っています。

ですからこの間の話の中で、従来どおりでは困りますよと、かなりきつく申しました。それなりに、普通一般の企業であるならば、当然利益を追求しなければいけないから、そのためのことで、いろいろなことを考えてくれと、その辺を納得していただきました。

来年度、どの程度になるか分かりませんが、私はこれを、南部町の観光の目玉と。それとやはり、これから数年後に中部横断道ができます。無料区間ですから、お客さんも降りると思います。その時には当然、交流人口も増えるなという、そんな思いでありますから、大切にここを育てていきたいと、そういう考えであります。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終了いたします。

次に、議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町

村総合事務組合規約の変更について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時からということで、よろしくお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長(堀之内可和君)

それでは、再開いたします。

その前に、ちょっとご報告をいたします。

教育長につきましては、午後、教職員の人事があるということで、席をはずしておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

それでは次に、補正予算の質疑を行います。平成23年度南部町一般会計補正予算書をご用意ください。

まず、議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号) 歳入すべてについて、13ページから20ページにつきまして、質疑はございませんか。

13番、鍋田議員。

13番議員(鍋田幹雄君)

15号台風によって被害を受けたもの、ページに関係なく質問をさせていただきたいと思いますが、激甚災害に指定されたということで、補助率が当然変わってきますよね。その辺の予算的なものは、今議会には間に合わなかったけれども、最終的には、6月のあたりでされるというような理解でよろしいでしょうか。財源更正です。

議長(堀之内可和君)

鈴木建設課長。

建設課長(鈴木正規君)

13番、鍋田議員さんのご質問にお答えいたします。

激甚災害は、新聞等で出ているわけですが、まだはっきり通知が来ておりません。補助率81.3%ということは、聞いているのですが、まだ正式に決まっておりません。

そして予算につきましては、どうなってくるか、決算で増えるような形になると思います。よろしくお願いします。

議長(堀之内可和君)

ほかに質疑はございませんか。

5番、萩原議員。

5番議員(萩原敬君)

歳入全般でございますが、障害者関係の歳入がすべて減額になっているわけですね。当然支出でも出てくるわけですが、この関係について、説明をお願いしたいと思います。

国庫から始まって、県についても、すべて300万円から500万円の減額になっておりますので、説明をお願いします。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

5番、萩原議員のご質問にお答えいたします。

障害者関係の歳入の予算が減額になっているということでございますが、それぞれ利用、それから利用者の減とか、それからそれぞれサービスそのものの利用が減っているという形で、減額ということになっております。以上であります。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

9番、木内議員。

9番議員（木内利明君）

ページは17ページであります。3目の衛生費、県補助金の保健衛生費補助金でありまして、その枠の一番下と上であります。

子宮頸がんの予防ワクチン接種促進事業補助金と、それから同じようなものでありますけれども、接種緊急促進事業費補助金が、大分減額されておりますけれども、これは達成されたから減額したのか、また、予算的にもう組み込んであるけれども、この時点での減額はどんな理由で減額をされたのか、教えてください。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保険課長。

福祉保健課長（望月政文君）

9番、木内議員のご質問にお答えいたします。

17ページ、子宮頸がん予防ワクチン接種促進事業費補助金、48万4千円につきましては、こちらは県補助金でございました。

現実には、国の補助金がございます、県の補助金が補うような形でございましたが、県補助金につきましては、平成23年に高校2年生になった方、要するに高校1年生で、昨年の22年に実施を受けなかった方のみを対象としておりましたが、多くが22年度中に受けておられて、実施利用に当たらなかったと、それから国庫補助金のほうで対応をしております。

また次の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金につきましては、子宮頸がんのみならず、ヒブ肺炎球菌も含んでおります。

当初は、全員の接種という形で見込みをしましたが、特にヒブ肺炎球菌等につきましては、小さいお子さんを対象ですので、体調、それからほかの予防接種との兼ね合いがございまして、利用が少なかったということでございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

1番、市川議員。

1番議員（市川強君）

19ページの雑入の1雑入の南部光ネットFM告知端末設置費用負担金の586万円の内訳をお願いします。

議長（堀之内可和君）

四條企画課長。

企画課長（四條和彦君）

1 番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、事業所との関係で、60の事業所等を見込んで、今回、この収入で入れさせていただきました 以上でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

1 3 番、鍋田議員。

1 3 番議員（鍋田幹雄君）

1 8 ページの、不動産売り払い収入のところ、もう少し詳しく教えていただきたいのですが、昭和町、平、杉山それから緑ヶ丘ということですが、それぞれ分かるところで教えていただきたいです。

議長（堀之内可和君）

四條企画課長。

企画課長（四條和彦君）

1 3 番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

宅地等売り払い収入でございますけれども、企画課の分と、建設課の分がありまして、企画課分につきましては、1,390万9千円であります。

昭和町1区画が300平方メートル、杉山1区画が330平方メートル、平1区画が313平方メートルということでございます。

議長（堀之内可和君）

鈴木建設課長。

建設課長（鈴木正規君）

1 3 番、鍋田議員さんのご質問にお答えいたします。

土地の売り払い代金の関係でございますけれども、2,244万9千円のうち、854万円が町営住宅の緑ヶ丘団地の用途廃止に伴う土地の売却代金でございます。

緑ヶ丘住宅は12戸ありますが、ここへ計上させていただきましたのは、既に契約が済んでいる6戸分でございます。

そして、あと2戸につきましては契約予定、残り4戸については転居というようなことでございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出について第1款議会費から第3款民生費までについて、ページは21ページから29ページ災害救助費までであります。よろしく申し上げます。

質疑はございませんか。

1 番、市川議員。

1 番議員（市川強君）

2 6 ページの老人福祉費、3 目ですね、その中の委託料、配食サービス事業委託料、2 3 0 万円の減額になっておりますが、年間の予算はいくらだったのか。それでその金額はなぜ減額に

なったのか。あと何人のところへ配っているのか、お願いします。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

1番、市川議員のご質問にお答えいたします。

配食サービス事業費委託料の230万円の減額についてであります。事業費につきましては、1,100万円程度を予定しておりますが、昨年度実績につきましては815万円、本年もほぼ同じ実績になります。当然その分につきまして、減額をしたところでございます。

食数につきましては、本年度は、1万2,200食を見込んでおります。

以上であります。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費から、最後の第11款公債費までについて、29ページ保健衛生総務費から39ページまでであります。質疑はありませんか。

2番、望月議員。

2番議員（望月將名君）

32ページの、6目情報通信基盤整備事業費の補正額の6,489万2千円の減額について、説明を求めます。

議長（堀之内可和君）

四條企画課長。

企画課長（四條和彦君）

2番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

工事費の6,489万2千円の減額でありますけれども、情報通信基盤施設整備事業の継続費全体の事業費が、今回確定しましたので、工事費6,489万2千円を減額させていただきました。これは、入札差金等によるもので、本年が4年継続の最終年ということで、予算書の始めにもありますように、継続費全体の精算補正としてさせていただきました。

以上でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第12号の質疑を終了いたします。

次に、平成23年度南部町特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算について、5ページから7ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号の質疑を終了いたします。

次に、議案第14号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)について、13ページから15ページまでであります。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号の質疑を終了いたします。

次に、議案第15号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) まずはじめに事業勘定について、25ページから32ページまでであります。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号の質疑を終了いたします。

次に、直営南部診療施設勘定および直営万沢診療施設勘定について、37ページから40ページ、および45ページから47ページまでであります。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号の質疑を終了いたします。

次に、議案第16号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、53ページから58ページまでであります。

歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第17号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、63ページから66ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第17号の質疑を終了いたします。

次に、議案第18号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、71ページから73ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はございませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号の質疑を終了いたします。

次に、議案第19号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、79ページから81ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、当初予算の質疑を行います。

平成24年度南部町一般会計予算書をご用意ください。

議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算について、歳入の第1款町税から、第13款使用料及び手数料までであります。13ページから19ページの手数料までであります  
が、質疑はありませんか。

13番、鍋田議員。

13番議員（鍋田幹雄君）

13ページの町税のほうの固定資産税ですか、家屋調査が3年に1回の見直しということで、今回、対象になったのか、減っておりますので、すみませんが。

議長（堀之内可和君）

青木税務課長。

税務課長（青木司君）

13番議員さんの質問にお答えをいたします。

固定資産税につきましては、新年度が3年に1度の評価替えの年度となるため、評価替えの影響で3,134万6千円の減額となりました。

内容につきましては、土地が地価が下落している影響で減額となりまして、前年度比648万2千円であります。

それから家屋につきましては、最近の建築資材価格の下落を反映させた固定資産評価基準の改正が行われ、改正された基準によって、評価を行いました。

評価の結果、前年度に比べて、2,143万8千円の減額となります。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第14款国庫支出金から、21款町債まで、19ページ国庫支出金から30ページまでにつきまして、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から、第2款総務費の監査委員費までについて、31ページから52ページまでであります。質疑はありませんか。

9番、木内議員。

9番議員（木内利明君）

ページは42ページであります。

9目の安心なまちづくり推進費という中の、13節の委託料と、それから19節の負補交であります。これは、木造住宅耐震診断の委託料、負補交にあります木造住宅耐震改修事業費の補助金、それから耐震シェルター設置事業費の補助金ということでもありますけれども、私もこの点について12月議会で、その対応方法について質問をしたわけでもありますけれども、個人

的な住宅が中心になっておりますけれども、うちの町で町長、120カ所の避難所を指定した  
ではないですか。それで私が一番心配するのは、その施設の中で耐震化しているのは、およそ  
20%くらいで、あと80%は、本当に野放し状態みたいなもので、例えば本震でダメージを  
受けて、強い余震がきて倒壊をしてしまうと、そこに入っている人たちが全滅するではな  
いでしょうか。そのことを考えると、どうしてもそういう避難所の耐震化ということが必要になっ  
てくるし、これはこれで、本予算として、個人向けのことでもいいけれども、ここで町長に伺  
いたいのは、いわゆるそういう緊急避難的なところに対しての耐震を、どうしようにするかとい  
うことであります。

それで国のほうのことで調べましたら、こういうことが書いてあります。地域防災計画に  
位置づけられた建物は、公共建設物ということで3分の1とか、民間でも3分の2のことがあ  
りまして。それから一番大事なことは、ただ、耐震をすればいいのならば、なかなかしてい  
かないではないですか。そこで国のほうでは、耐震改修の税制、減額をすると、そういうこと  
も考えておりますし、それで融資についても低利だよと。それから保険についても、地震保  
険に入った場合には、所得税、それから住民税の控除の対象だよということで、新しい方針  
が出てきておりますものですから、ただやるということではなくて、やる中でこういうよう  
なのがありますと、そういうものを訴えて、町民の皆さんに分かっていただく中でしないと、  
3棟分は計画してありますけれども、とても間に合わないではないですか。であります、個人  
はこれでもいいと思うけれども、こういうことをやってくれば、こういうような補助、サー  
ビスがありますよということも、重ねてこうして提案をしていくことによって、耐震化を  
していきやすいような考え方をもっていただきたいと思うけれども、この点について、町  
長の考え方をお願いいたします。

議長（堀之内可和君）

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

今の木内議員の質問にお答えいたします。

実は、私もそれは国からのという形をご存じのように、後藤先生のほうからも聞いて  
おまして、私の頭の中に入っておりますが、実はその耐震化、シェルターを含めてです  
ね、そのへんはまず今回、16日に講演会があります。それから引き続き、南部地区にも  
ありますけれども、そのへんで多分その話を聞いたときに、その必要性というものを、  
かなりの方が認識する可能性があるんです。

私も実は、前にシェルターということをお話ししました。もしそういう要望が多ければ、  
町の予算をもう少し補助してあげようかなと、そういうことまで考えているんです。

それから先ほど言いました避難所ということですが、確かに今、南部町には140  
いくつか載っておりますけれども、このあいだ交通防災課と話をしたら、まだまだ耐震化  
が足りないところが何十カ所もあると。とりあえず全部ピックアップをしるという  
ことで、それは指示してありまして、今後またそのへんも、これから防災計画の中  
で全部見直しを図って行きますから、そこで予算付けするものはしたいと、  
そういう考えは人一倍もっております。

こんなお答えでよろしいですか。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

5番、萩原議員。

5番議員（萩原敬君）

45ページ13目、交流促進施設整備事業費ということで、町長からも所信表明で話がありまして、財政課長からも中野インターということで、これについて、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（堀之内可和君）

四條企画課長。

企画課長（四條和彦君）

5番、萩原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回、新しく目を設けまして、交流促進施設費ということを立てたわけですが、これにつきましては、平成19年度から道の駅構想として、中野の中部横断のインター付近に施設を造る計画で、まだ名称も決まっておられませんので交流促進施設費として、目を設けさせていただきました。

今回の予算の計画につきましては、交流促進施設の概要を定めるというものです。議員の皆さんにも見ていただきましたが、今回用地1件の取得の合意を得られたことで、当初予定していた約9千平方メートルすべてが取得できることとなりましたので、今回、基本計画策定業務委託料と、用地費を計上したところでございます。

これからどうしていくかということでございますけれども、議員の皆さまはじめ、町内の有識者の方々の意見を伺いながら、事業の進捗を図っていききたいというように考えております。

具体的には、今回の委託で、施設の概要レイアウト、またどのような経営をしていくかという経営方針、それと概算事業費、そしてまた今後のスケジュールなど、施設の完成に向けた基本的な事項を決定していきたいということで、委託料を計上させていただきました。

これについては先ほども町長から、検討委員会というお話しをさせていただいたのですが、どういうメンバーでいうことは今からなのですが、公募等も必要ではないかと思っております。

そうして委員会を立ち上げ、大勢の皆さんの意見を伺いながら進めて参りたいということですが、町長も言いましたように、富士川町あたりも長くかかっているということで、早くに立ち上げをして、少し時間をかけてやっていきたいと、このようなことを考えております。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

12番、仲亀議員。

12番議員（仲亀七郎君）

35ページに、光伝送路の関係があるわけですが、このことということよりも、14日に竣工式ですが、15日からになるわけですね。大体この予算を組むときに、1年間、この光の関係はどのくらい経費が必要なのか、どういうふうに見積もっているのか、考え方をお聞きしたいと。先ほど歳入のところ、財産収入のところ、光ファイバーの関係の貸付収入というのが出ていましたね。そのときには質問しなかったんですけど、それとの関連などがありましたら、新しい事業でありますから、経費等をこういう考え方で、こうだということが分かっていると思いますので、ちょっと発表をしていただきたいと思います。

議長（堀之内可和君）

若林総務課長。

総務課長（若林正昭君）

12番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容にあります部分につきましては、予算書35ページの文書広報費をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。まず予算書での説明ですけれども、予算書の中で、まず平成23年度の当初予算については、4,227万6千円、それから24年度の予算については、4,672万9千円で、445万3千円の増という形になっております。でありますけれども、IRUの契約によります光伝送路の保守管理料が、このうち1,252万5千円、それから地下の埋設管の使用料が961万6千円ということで、合わせて2,214万円が、歳入となっております。

予算増加の445万円に対しまして、歳入控除という形を取りますと1,768万7千円になりますので、予算増加分に対して考えますと、24年度の単年度の自主的な部分では軽減できた金額という考え方になります。

予算の中で補償補填費と修繕費が、見込み額としてまず計上してあります。しかしながらこれは、中部横断自動車道によります移転等の補償料の収入ということでは、見込みをしておりません。支出のみの計上という形を取っております。

ですから自主的な一般財源というのは、もう少しおそらく削減をされるというように考えていただいてもいいと思います。

この文書広報費の中の総額の予算から、今回の光ネットにおきます情報化の予算については、この予算科目上でいきますと、11の需用費にありますが印刷製本費、これが広報費に純粹に当てはまる部分です。それから消耗品費なども広報等における文書広報費における消耗品費、この2つの項目等が大体抜けるだけで、ほかのものがすべて光ネットの予算ということになります。

ですからその経費で、大体取りまとめて、平成23年度、24年度で比較をしていきますと、平成23年度におきますオフトークの部分になりますが、合計しますと大体3,665万5千円という当初予算で、計上させていただいてありました。

それから24年度になりまして、光ネットだけの金額で申し上げますと、大体これが合計で4,111万3千円ということで445万8千円の増という形になりますが、先ほどご説明しましたように、IRUによります収入の2,214万円が相殺されますので、それから引いた金額ということで、1千7百何がしが、例年に比べ軽減されているということです。

以上でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

1番、市川議員。

1番議員（市川強君）

42ページの9目、安心なまちづくりの中の14節の使用料及び賃借料の中の、衛星携帯電話リース料61万5千円とありますが、これは多分NTTドコモのワイドスター を使用して、3台くらい使っていると思うんですが、このシステムは古くて、今、新しいアイサットフォンというのが出ていまして、7万8千円で買い取りです。これはリース料ですよ、そうすると同じような費用で、6カ所とか7カ所に配置することができるんですが、これは機種を変えたほうがいいのかと思うんですが、いかがですか。

議長（堀之内可和君）

田村交通防災課長。

交通防災課長（田村秋人君）

1番議員さんのご質問にお答えをいたします。

衛星携帯電話リース料でございますけれども、現在、5台分のリースをしております。これは平成19年度に始めまして、契約が25年の10月頃までであるというように覚えています。そんなことで、今、申されましたように、やはり安いほうが結構ですので、またその辺も考えていきたいと思えます。

また今、国の関係で、衛星携帯電話の補助もございまして、そちらで今年度も購入を予定しておりますけれども、逆にそのリースをやめて、新しく購入をしていくという計画もありますので、またそのへんを検討していきたいというように思えます。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

12番、仲亀議員。

12番議員（仲亀七郎君）

48ページの最初の、前からいきますと総務費の中の1目の最後の19の負担金補助のところですけども、滞納整理学会会費というのが6千円出ているんですけど、この6千円にどうのこうのではないんです。私が質問をしたいというのは、いうなれば22年度の決算をやっても、要するに未収金が町民税で1,500万円、それから固定資産税2,400万円、水道の関係のものが1,100万円と、こういうようにあるわけですね。だからここのところの人たちを、どういうふうに使ったり、それから今後どういうふうに、そこら辺のところをやっていくのか。要するに税務課として考えているところがありましたら、少しこういうことを、今年度やっていくということがあれば、発表してもらいたいと思えます。

議長（堀之内可和君）

青木税務課長。

税務課長（青木司君）

ご質問にお答えいたします。

まずご質問の、滞納整理学会であります。こちらにつきましては、税金などの徴収に当たる職員等で構成する学会で、インターネットを通じて滞納整理の仕事をする職員の知識や、技術の向上をサポートするものであります。

こちらにつきましては、会員向けのサービスとして、滞納整理や、滞納処分の手続き等の疑問に対するアドバイスや、情報提供を受けております。

それからご質問の滞納についてであります。これまでも長期の滞納者につきましては、時効の中断対策としまして、納税誓約書の提出、あるいは交渉に応じない者につきましては不動産や、預金、生命保険の差し押さえを実施してまいりました。これまでは比較的、容易な滞納整理がありましたので、かなり整理が進んだのですが、今後は困難な案件がかなり累積しておりますので、その回収が難しくなることを想定しております。

また、収納率の向上につきましては、即効薬は見当たりませんが、地道に納付交渉、財産調査、あるいは指し押さえ等の滞納処分の実施を着実にまいりまして、これらの積み重ねが、収納

率の向上につながると考えております。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

12番、仲亀議員。

12番議員（仲亀七郎君）

今話をしてもらいましたけれども、いろいろ財政の関係も厳しいでしょうし、入るを量って出づるを制すというようなことが、今は一番大切なことだと思うのですね。

トップがすべて大変あれですけれども、課長さんたちは、すべてそういう問題については、先頭へ立って、ひとつやってもらいたいと。そうすれば受けるほうも、係が来たり係長が来るよりも、課長の名刺が来れば、やはりそれなりの誠意も示してもらえと思うんですね。ですからそういう点を要望して、終わりたいと思います。

よろしく、頑張ってください。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

11番、佐野議員。

11番議員（佐野哲也君）

38ページですけれども、財産管理費の関係で、15節の工事請負費が出ていますが、石合倉庫移設工事がありますけれども、この内容と、それからここを整備して、今後、利活用の計画を持っているのかどうか、その点も聞かせていただきたいと思います。

議長（堀之内可和君）

望月財政課長。

財政課長（望月宝君）

11番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

石合の中部横断道にかかる物件がございまして、その移設を考えております。

利用については、まだ中部横断道の完成を見て、それに合わせた形で、いろいろと協議を重ねてまいりたいと思います。まだ未定でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費の社会福祉費から第4款衛生費の火葬費までについて、52ページから80ページであります。

質疑はありませんか。

12番、仲亀議員。

12番議員（仲亀七郎君）

53ページの13節の委託料のところの、相談支援事業委託料と、それから在宅送迎サービスというのがありますね、これについて内容を教えてください。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

12番、仲亀議員のご質問にお答えいたします。

相談支援事業委託料についてであります。相談支援事業は峡南地域で、障害者の相談業務につきまして、旧鯉沢町にあります、くにみ園のほうに事業を委託しております。障害者の相談業務について対応をさせていただいています。

これは峡南全域での事業実施という形になっております。障害者の個別支援計画等の作成等について、お願いをしているところであります。

それから次の、在宅福祉送迎サービス事業委託ですが、こちらにつきましては、社会福祉協議会をお願いをいたしまして、障害のある方が、病院等へ行く場合につきまして、送迎サービスを行っている事業でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

5番、萩原議員。

5番議員（萩原敬君）

今のところで、めくっていただいて54ページ、在宅人工呼吸器装着患者等とレスパイト入院支援事業委託料、これについて、対象者はどのくらいいるのですか。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

5番、萩原議員のご質問にお答えいたします。

在宅人工呼吸器装着患者等レスパイト入院支援事業委託料であります。昨年度も計上しておりますが、在宅で特に難病の患者さん等につきまして、対応するものでありまして、レスパイト、看護者が休憩を取るために、一時入院等を図るためのものであります。対象としては1名を考えております。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

13番、鍋田議員。

13番議員（鍋田幹雄君）

69ページの母子福祉費ですけれども、課長、聞くところによりますと、母子相談員さんが新年度からなくなってしまうということですが、その母子相談員さんが関わっていた仕事的なものは、どのような方法で、今後、新年度からしていく予定ですか。

議長（堀之内可和君）

望月福祉保健課長。

福祉保健課長（望月政文君）

13番、鍋田議員のご質問にお答えいたします。

母子相談員につきましては、県につきましては平成15年度に制度を廃止いたしました。

それ以後、県下の市町村独自で母子相談員さんを置いておりましたが、多くの町村がもうすでに廃止をしております。郡内でも本町のみとなっております。本年、23年度をもちまして、事業を廃止したところでございます。

現実には、県におきましては福祉事務所において、母子相談員ではなくて、それに

代わる専門職として、専門官を1名置いてございます。

また、市町村におきましても、母子相談員さんへの相談ではなくて、直接福祉保健課、社会福祉協議会等へご相談をいただいているケースがほとんどになっておりますので、時代の流れに合わせた形での、今回の事業の決定ということでございます。

以上でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費までについて、81ページより102ページまでであります。

質疑はありませんか。

9番、木内議員。

9番議員（木内利明君）

101ページであります。

4目の災害対策費の中の、13節の委託料であります。まず地域防災計画の改訂版の作成の委託ということであります。

また、土砂災害ハザードマップ、これは以前作ったような気がしますけれども、不備が出たので制作をし直しなのかなと思っておりますが。一番お聞きしたいことは、この地域防災計画を委託することで、一番大事なことは、人任せにすると、ここに合ったものがきちんと答としていただければいいけれども、この専門の人たちは、それらのことしか書いてないから、基本的に委託する前に、この町で最終的にはこういうものが必要だと、そういう基本的なものを定めて、これに対する対応方法を委託するというでないと、作成したものがこの町に合うかどうか、非常に疑問だと思っておりますので、ひとつそんなことに注意をしていただきたい。

ということは、いざというときに、それを参考にして行動をしていくようなものであってほしいし、うちの町にもありましたけれども、これは行政側のものであって、町長も大分これではいけないなということ、以前に指摘しておりましたけれども、あれは行政マンにしてみれば必要なことだけれども、いざ起こった場合に、あれで人が助かるということではないもので、現実に、いざといったときに、役立つ方法をちゃんとしていけるような、そういう委託をするには、ここでうちの町で、あらかじめ基本的な考え方を明示して、それに足していただいたもので、政策を委託するということであってほしいけれども、この点について、詳しくは委員会で審議するけれども、とりあえず町長の考え方を示していただきたいと思えます。

議長（堀之内可和君）

佐野和宏町長。

町長（佐野和広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ここに載っております、地域防災計画改訂版、先ほど言いましたように分厚いのですね。これは町としてどうしても備えておかなければいけないと、行政上ですね。今、議員さんのご指摘にありましたように、私が考えているのは、前から言っていますように、いざというときのためにどう行動を取るかという、それがひと目で分かるようなそういったものをつくりたいと、

これは前から言っております。

これは、今後説明会をやりながら、そのあとに私の計画としましたら、まず、組織を立ち上げます。その中で、この件も一緒に、もっともう少し柔らかな表示のものをつくっていききたいと、そんな思いであります。

それから、防災に関して、ここでもう1つ言いますと、私の考えは、まず住民の納得といいですか、周知徹底が一番大事だなと。それに伴いまして、組織は当然これからまた、新しい区長さんが見え、各地区でそういう組織ができると思います。それを今度はもう少し活用したいと、ちょっと変な言い方ですけども、もっと働いていただくと。そのための組織を作った上で、今度は本当に一番大事な、今回の震災でも分かりましたけれども、日ごろの訓練ですね、これは何回かやっていききたいと。そしてハード面に関しては、これは一挙にやることは無理ですから、少しずつその備えをしていききたいなと、そういう考えであります。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

1番、市川議員。

1番議員（市川強君）

83ページの18節の備品購入費に庁用車購入費26万9千円、同じく88ページにも備品購入費で庁用車購入費28万円とあるんですが、これはどんなものなのですか。

議長（堀之内可和君）

仙洞田産業振興課長。

産業振興課長（仙洞田秀文君）

1番議員さんの質問にお答えいたします。

83ページの備品購入費および88ページの庁用車の備品購入費ですけども、83ページのほうは産業振興課で使用していましたバン型のエキスパートを廃車にしまして、緊急雇用の方が3年間リースで使っていました軽トラックを買い取って、産業振興課で使用するものでございます。

88ページも同じく、財政課から借りていました軽トラックを返して、緊急雇用の方々が借りていたもの2台を、中古の備品購入により、産業振興課で獣害等に使用させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費の教育総務費から、南部中学校費の教育振興費までについて、102ページから124ページまでであります。質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費の社会教育費から、最終ページまでについてであります。124ページから151ページまでであります。質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号の質疑を終了いたします。

次に、平成24年度南部町特別会計予算書をご用意ください。

議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算について、7ページから21ページまでであります。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号の質疑を終了いたします。

次に、議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について、29ページから39ページまでとなります。歳入歳出一括で質疑はございませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の質疑を終了いたします。

次に、議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算について、まず始めに事業勘定について、49ページから73ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定について、79ページから94ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定について、99ページから111ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算について、121ページから144ページまでであります。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、151ページから160ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計予算について、167ページから169ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計予算について、177ページから180ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第27号の質疑を終了いたします。

次に、議案第28号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、187ページから189ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第29号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、197ページから199ページまでであります。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、議案第29号の質疑を終了いたします。

以上で、議案第3号から議案第29号までの質疑を終結いたします。

議長(堀之内可和君)

日程第7 提出議案に対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更についての1件は、議会議決書の提出期限が会期内にあるため、急施議案として、本日直ちに討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、直ちに討論・採決を行うことと決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第11号について、討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第11号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

議長（堀之内可和君）

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付のとおり、各常任委員会へ提出議案を付託いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時20分からといたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

議長（堀之内可和君）

それでは、再開いたします。

議長（堀之内可和君）

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに、質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め、40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、従前の通り2回までといたします。

よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので、十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、9番、木内利明議員の質問を許します。

9番、木内利明議員。

9番議員（木内利明君）

私は、この定例会におきまして、武道の必須科目における安全対応はということで、教育委員長に質問をするものであります。

まず始めに、南部中学校に統合して1年になります。校訓には明朗親和あかるく、質実剛健つよく、自主自律のびやかにを3本柱に据えて、この1年間、指導する先生方と生徒が目標に向かって努力した結果、県下の各大会で陸上競技、野球は優勝を勝ち取り、吹奏楽では金賞に輝くなど、すばらしい教育成果を残した実りある1年であったと思います。

そうした中で、平成24年度4月より「生きる力」をはぐくむという視点から、中学校では武道が必須科目になると聞いております。

その目標は、心と体を一体としてとらえ、運動や健康、安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のために実践力の育成と耐力の向上を図り、あかるく豊かな生活を営む態度を育てると記してあります。

まさに、健全なる身体には健全なる精神が宿るというように、心身ともに人間形成の成長が

著しい生徒にとっては、人間としての礼節を重んじる武道も、必要不可欠な保健体育の授業だと思います。

しかしながら、注意しなければならないことは、武道の中でも柔道はややもすれば、けが、事故と背中合わせで、全国の事故発生の統計でも事故は年間250件となり、ダントツに多い結果が出ておりますので、安全な武道教育を目指して、けが、事故の発生を防ぐためにも、教える側には未然にけが、事故を回避する適正な指導と、心技一体を習得する生徒の正しい受け取り方が求められると思います。

そこで、町の教育委員会では、この武道に携わる先生方は、どのような資格を持っている先生が担当するのか、また教える先生を、さらに指導する専門家も必要だと思っておりますが、町の教育委員会では、生徒に対してどのような適正指導と、安全対応を考えているのか、教育委員長さんのご所見を伺うものであります。

議長（堀之内可和君）

木内利明議員の質問が終わりました。

教育委員長の答弁を求めます。

尾山幹雄教育委員長。

教育委員長（尾山幹雄君）

9番、木内議員の一般質問にお答えいたします。

平成18年の教育基本法改正に伴い、教育の目標の1つに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを掲げました。

これを受け、文部科学省は平成20年3月に、中学校の学習指導要領の改訂を行いました。

その中で、伝統や文化に関する教育を充実させるためとして、保健体育については男女ともに武道を必修化することにしました。

すなわち、授業に武道、ダンスを取り入れ、武道については柔道、剣道、相撲の中から1つを選択し、1年、2年生は必修、3年生は球技との選択といたしました。この学習指導要領は、今年平成24年4月より完全実施されます。

授業時数は、1年生は保健体育が年間105時間ありますけれども、そのうち武道は12時間、2年生、3年生は、やはり年間105時間のうち10時間と定めております。

また、柔道の指導目標、内容を次のように定めております。

まず目標ですが、1年生の場合は、礼法や受身などの基本動作、考え方を学び、柔道に親しみをもつ。2年生ですが、安全に留意し、投げ技に入りながら、柔道の楽しさを味わう。3年生、柔道のまとめとして、試合形式の自由練習などを通し、相手を尊重しながら、試合の攻防を楽しむとあります。

そこで内容でございますが、1年生は礼法、受身、固め技の基本的な動作。2年生は、受身、固め技の復習、たちひざからの投げ技。3年生は受身の復習、投げ技の復習でございます。

これに対して、体育の事故防止について検討している文部科学省の、有識者会議では、今年2月3日、学習指導要領の解説書で示している技について、あくまで例示であり、すべての技を取り扱うよう示したのではないと明記。生徒の経験や、耐力の実態、施設、設備などの状況を踏まえて、扱う技を決めることが重要だと指摘しております。

さらに、安全指導の面で、技と関連させた受身指導を十分に行うことを求めています。

一方、すでに柔道の授業を始めている高知県土佐市立高岡中学校の村岡治校長は、本格的な柔道を提案する声もあるが、授業と部活動とは目的が違うとして、授業では競技性よりも伝統や礼節を重視した授業づくりを強調しております。

すなわち、学校の方針で、生徒の実態、施設、設備の現状などに合わせて、授業を展開すればよいと受け取れます。

そこで、南部中学校ですが、新学習指導要領の完全実施の前倒しとして、すでに平成22年度には、南部中学校と万沢中学校が柔道を、富河中学校が剣道を取り入れ、2年目の今年度には、新南部中学校では移行期間として、1年生は年間9時間、2年生、3年生は8時間、柔道の授業を行っております。

次に、安全への配慮ですが、以下の点に注意を払って取り組んでおります。大外狩り、背負い投げなどのような、ケガが多いと報告されている技は、約束練習、すなわち指導の下での一斉練習においては学習しても、自由練習、いわば乱取りといったような、自由練習では禁止技とします。

それから投げることに関しては、投げ飛ばすのではなく、投げ置くことの意識を高めております。

それから、投げ技での引き手の大切さを教え、引き手というのは、相手の柔道着の衿をつかんだり、袖をつかんだりという、そういう引き手のことですが、その大切さを教えて、1年生から受身の指導の重要性と、理解の徹底を図る。

それから授業中での規律や、約束事を徹底させる。また、ヘアピンや爪の管理など、環境管理の徹底を図る。さらには投げ技で、2人組をつくる時の体力差を考慮し、それぞれの組への注意の徹底を図る。

最後に、安全確保のため、道場の広さと、それに対する生徒数が適正であるかの見極めを、十分に行う。

その結果、今年度の授業の中では、足の爪を畳のへりに引っ掛け、治療をした男子生徒が1人いた以外は、大きなケガはありませんでした。

なお、畳は柔道用のソフトな畳を使用し、安全面での配慮をしております。

それから指導者についてですが、体育教員が2人おりまして、1年、2年生の指導には1名が、3年生は試合形式を取り入れることもありますので、2名で指導にあたっております。2人とも、大学時代には体育の実習として、柔道の実技を学び、教師になってからも、初任者研修や、県教育委員会による実技講習会、峡南地区の体育研究会の実技講習会などに参加、積極的に指導力の向上に努めているところでございます。

また、来年度、平成24年度においても、県スポーツ健康課が実施する柔道の講習会ならびに研修会に参加し、柔道の指導方法を学ぶとともに、ケガの防止を図る予定であります。

また、前述のとおり、すでに南部中学校は今年度9時間の授業経験があり、来年度の年間2、3時間の時間数増への移行は、目下の指導体制でも、それほど困難なものとも思えません。

内容的にも、12時間の授業を1年間で実施するわけですから、技術が画期的に向上することは、もともと期待できません。初歩的、基本的な段階の枠内にとどまることになろうかと存じます。

したがって、2年間の経験からも、現状では、外部講師の招聘については、それほどの必要性はないと考えますが、今後、一層の技術向上や、体育教師の指導力向上が望まれる状況

が生ずれば、その必要性も出てくるであろうと考えているところでございます。

以上です。

議長（堀之内可和君）

教育委員長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、木内利明議員。

9番議員（木内利明君）

今、答弁をしていただきました。それで、私が心配していることを、ほとんど払拭をしてくれるようないい答弁をいただいて、ほっとしているわけでありますけれど、私も若干この道を踏んできた人間だけに、危険性ということは身を持って体験しているわけでありますけれども、一番大事なことは、禁じ手を絶対に遊びでも何でも使わないということですね。ということは、決め技、間接技、豪快な投げ、このことをしたときに、けがや大事故が発生をしているわけがあります。

それともう1つは、授業の時間中は、指導をする先生がその場を絶対に離れないことですね。ということは、子どもたち同士で乱取りから、いろいろなことをしたときに、事故が発生しますから、必ずその時間内はその場所にとどまるということを、必ず守ってください。ほとんどが、先生のいないときに大きな事故が発生をしているという報告もありますので。

それと一番心配するのが、1つの脱臼でも、体格のいい生徒もいるし、ひ弱な生徒もいると思います。そういう人たちとの組み合わせでなくて、対等に組んで、そのいろいろなものの受身を、主に受けるようでありますけれど、そういうような形を取っていかないと、およそ先生の目を離れたときに、遊びに走って、そういうことを発生するということがありますので、それだけはひとつ、ぜひ注意をしていただきたいと思います。

これは要望として、委員長、聞いていていただきたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

以上をもって、一般質問を終わります。

議長（堀之内可和君）

以上で、木内利明議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は、2問あります。

まず、1問目の質問を許します。

1番、市川強議員。

1番議員（市川強君）

一般質問を行います。

2問ありますが、まず最初に、高齢者弱者の配食サービスの日数の増加を希望いたします。

質問の相手は町長です。

現在、週4日の配食サービスは、数多くのボランティアに支えられているところが大きい。だが、週7日のうちの4日では、ほぼ、週の半分くらいしか実施していないといえる。旧富沢町時代には、週6日間実施していたときもあった。合併して、旧南部町の週4日に合わせたのでは、福祉の後退ではないか。利用者の大多数は、毎日のサービスを望んでいる。どのような経緯でこうなったのか、またこれからはどうしたいのか、考えを問う。

議長（堀之内可和君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

ただいまの市川議員の質問にお答えいたします。

まず、配食サービスの経緯と今後についてという、それは当然お答えするわけですが、まず配食サービスの制度と現状について説明いたします。

配食サービスは、食事が不規則で、栄養も偏りがちな虚弱な高齢者等に対して、栄養の補給と、規則正しいぬくもりもある食事を提供し、生活の質の確保と、自立を図ることを目的としています。また、配食は安否確認の役割も果たしています。

実施主体は町ですが、事業の運営は南部町社会福祉協議会に委託しております。

月曜から木曜日の夕食をアルファーセンター調理室で、賃金職員の栄養士1名、調理パート3名と、調理ボランティア2名、配食ボランティア4名のスタッフにより調理し、1日当たり約65食を配食しています。

調理ボランティアの総数は59名で、一月半に1回、配食ボランティアには議員さんの参加もあり、総数68名で月1回の協力をいただいております。現在の配食サービスの登録者は73名で、負担は1食250円です。

平成22年度の実績は利用者80名、配食日数188日、配食数1万2,138食、ボランティアは122名の登録、延べ1,132名でした。

総事業費は815万5千円、利用者負担金303万4千円で、町費分には過疎債を440万円充てました。平成23年度は1万2,200食の配食を見込んでいます。

次に、配食サービスの経緯、これまでの流れを説明いたします。

平成15年の合併時、南部地区は月曜日から木曜日の夕食を、栄養士、調理スタッフ3名、ボランティア71名の体制で、66名分の利用者に配食していました。

利用者の負担は、1食350円を引き下げ、富沢地区の250円に合わせました。

富沢地区は、月曜から金曜日と、隔週の土曜日の昼食を、調理は民間業者に委託、配食はパートにより20名の利用者に配食していました。

平成15年度から、制度の統一を図るべく、社会福祉協議会長、民生児童委員会、ボランティアの会長をはじめ、関係者からなる南部町配食サービス推進委員会で協議を重ねました。

協議の中ではサービスの低下をすることなく、また年月を重ね、実ってきたボランティア活動を生かしながら、制度の一本化を検討しました。

平成18年配食サービス推進委員会において、配食の回数については、当面は体制の整備ができないことと、また配食サービスはあくまで偏りがちな栄養を補うことを主たる目的としていること、限られた予算の中、利用者の負担が近隣の町の400円に比べ、250円と低いことなどを考慮し、富沢地区の配食を南部方式の月曜日から木曜日の夕食に統一することに決定し、ボランティアの募集をはじめ、体制の整備を行いました。

平成20年度、調理ボランティア60名、配食ボランティア66名の体制となり、富沢地区への配食サービスも開始しました。

現在、実施要綱に基づき、2年に一度の保健師による、利用者宅を訪問しての調査を行って

おり、配食の回数についても意向を伺っております。

この調査の結果を受け、配食の回数を含め、検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、市川強議員。

1番議員（市川強君）

22年度ですか、178回というと約49%ですね、やはりこれは2日に1回ということに  
しかならないです。月曜から木曜に配達してしましても、残りの3日、あと盆暮れ、お正月な  
どを抜かすと、結局は2日に1回しか利用者は食べることができておりません。

栄養改善が目的といいますが、利用者の多くはこの食事に頼っております。中には、1食を  
2食分に分けて食べている人もいます。そういたしますと、月曜からも木曜日まではありま  
すが、金土日は食事がありません。

旧富沢町時代に、民間に委託いたしまして、6日間やっていたこともあります。現在でも、  
例えばの話ですね、民間に委託した場合ですね、今現在内訳ですね、ほぼ800円ほどかか  
っておりますが、材料費が400円、栄養士と調理員の作ってくれる人の賃金に200円、その  
他ガソリン代と、車両維持費に200円で、約800円となっております。この800円を年間  
の予算から割りましていきますと、外部の某給食センターさんなどは400円でできるそう  
です。あと、配食してもらうのに200円かかった場合に、600円ほどでできます原価が。そ  
れは週6日配りまして、70名に配達して43週配った場合に、約71%の日数ですね、現在  
は49%なんです、71%の日数、お年寄りに給食を配ることができます。

同じような予算でできるんです。今現在聞きますと、材料費が結構よい、おいしいものを使っ  
ていて、材料費400円ですから高いと思うんですね。そういうところの削減とか、栄養士、  
調理員のボランティアさんも含め、1食の費用をもう少し切り詰めて、やはり週6日にいたし  
ますと、71%ですから、いままでは49%ですので、ほとんど利用者の方はお腹をすかさ  
ず、生活することができるんです。いかがでしょうか。

議長（堀之内可和君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

今の再質問でございますが、これはあくまでも金額ではなくて、先ほど申しました、これか  
ら配食の回数を、意向を伺っていると。その上でそういう意向が強ければ、それはまた検討し  
て、今後どうするか、そういう気持ちであります。

よろしいですか。

議長（堀之内可和君）

以上で、市川強議員の1問目の質問を終了します。

次に、2問目の質問を許します。

市川強議員。

1 番議員（市川強君）

告知放送端末へ3月14日に記念式典がありまして、15日より一般配信が始まりますが、新しい告知端末ですね、これは開通になるんですが、各公民館、集会場、ほかに屋外スピーカーを設置して、少しでも皆さんに役立つように提言しているはずなんですが、そのような工事をしているんですか。したような形跡は見えないんですが。家庭の1部屋にしか聞けないということは、今までのオフトーク通信と50歩100歩の代物になっております。防災の意識があるのか不思議に思います。

14日の開通を控え、今どのように考えているのか、町長にお伺いします。

議長（堀之内可和君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

2番目の質問にお答えいたします。

3月14日に竣工する南部光ネットの施設について、平成21年3月、議員の質問に、告知放送施設の外部スピーカー設備について、検討する考えを、前望月町長が回答しておりますが、その後、担当課において、町内の集会施設に整備を行う場合の検討をしまいいりました。防災放送用スピーカーの配置や、住宅および田畑での拡声を目的として、シミュレーションを行い、昨年の8月に報告書が出来上がっております。

スピーカーからの拡声を聞き取るために必要な音圧レベルは、周辺の環境によっても異なり、明確な規定はありませんが、消防法に定められた、非常時における屋内での音圧レベル、75デシベル以上を確保することということに倣い、75デシベル以上を基準圧レベルとして設定し、スピーカー配置の検討を行い、調査したものです。

外部スピーカーの設置箇所は、地域の集会施設として137カ所、屋外放送設備の事業費はあくまでも概算ですが、2億3千万円ほどです。

南部光ネットを使用しての施設整備として検討しました結果、結論として、今回整備をしたFM告知端末で、緊急時での対応は十分できるものと考えますし、外部放送設備の増設には、多額の整備費用が必要であり、そのすべてに町単独の財源が必要であることから、現時点では、これ以上の外部放送設備等の整備は行わないと考えております。

確かに、屋内の放送施設だけでは、屋外にいる方に聞こえない等の指摘はあると思います。しかし、外部放送施設は、天候等に左右されることもあります。防災について指摘されておりますが、放送設備は1つの連絡手段に過ぎませんし、いかに施設の整備を行っても、すべてを賄うことには限界があることを、ご理解いただきたいと思います。

FM告知端末機については、確かにいくつかの増設や、発展性もっておりますが、現時点ではあくまでも耐用の過ぎたオフトーク施設からの切り替え施設だとしてご理解ください。

私は、年頭のあいさつの中で、地域住民の力と行政との協同による、防災づくりへの取り組みをしていくこととお話ししましたが、今後、町民の皆さまに防災意識の高揚を図るべく、交通防災課を中心に、研修会等を開催していくことを進めていきたい、計画をしております。

住民の意識づくりには、議員のお力もお借りしたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

F M告知端末の導入にあたり、耐用の過ぎたオフトーク施設を切り替えることから、費用対効果を検証して、1つの事業で2つの事業、放送による伝達施設と、インターネット回線の整備ができる施設として、光伝送路施設の整備を選択したことを、ご理解ください。

また、同時に議員の提案された外部への整備についても、財源が許せば整備は可能と考えますが、現時点では、その費用の捻出は厳しい状況にあります。

町は、今後厳しくなっていく財政事情にあった行政運営を迫られており、議員の提言どおりの施設整備は、ますます厳しくなることをご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、市川強議員。

1番議員（市川強君）

新しい告知端末の外部スピーカーは無理ということなのですが、今現在あるオフトーク通信のスピーカーは、聞くところによりますと、各自、自分で付け替えるということなんです。外部放送が無理ならば、今使っているオフトークのスピーカーを使えば、少し大きな音が出ますので、付け替えるには人手があればできます。費用はかかりません。これはほとんどの人が知らないと思います。自分でスピーカーをつければ大きな音がするという、オフトークから付け替えなければならないということ、ほとんどの人が知りません。これを、交通防災課が主体になって、自分で付けられるところはいいです、付けられないところは、交通防災課が考えてください。

次に、告知端末ですね、今度町内一斉放送になるらしいという話を聞いております。この告知端末は、例えば区ごと、組ごと、小学校保護者ごと、中学校保護者ごと、趣味のサークルごと、その他グループわけで送信ができるんです。

今までに、例えばどこかの区の、どこかの組のお知らせだけでも、その組だけでも放送をすることができるんです。そのようなことは、考えていないんですか。もし考えているならば、今まで、何年も考えているのに、なぜ最初からそれを始めないのか、お聞きいたします。

議長（堀之内可和君）

1点目につきましては、技術的なこととなりますので、若林総務課長のほうから答弁をしてください。

総務課長。

総務課長（若林正昭君）

市川議員の先ほどのまず、スピーカー設置のお話でございますけれども、現オフトークが、今月の3月14日に新施設を竣工することから、15日から新施設が稼働することをご承知のとおりですけれども、その切り替えによりまして、現施設のオフトークは実質的には3日間だけ、もし新施設が非常時になったときには困るだろうということで、17日まではオフトークも両方で、両通稼働をできるようにしております。

そのオフトーク施設のスピーカーの利用のこの部分になりますけれども、今回のオフトーク施設、古くなったオフトーク施設の回収を町は一応考えておりますが、総件数で3千件を超えるということもあり、先進県に倣いまして、町民の皆さまの協力回収という形を取りたいと

ということで、企画のほうと今、調整をしております。その内容について概略を申し上げますと、各世帯ではずせる方は、できればはずしていただいて、町のほうに出していただくが、或いはごみとして出していただくというようなことで、今考えております。

当然、この部分については、詳細なチラシをもって、皆さんにお願いをしようということではしておりますが、すでに平成23年度の最終区長会の折に、区長さん方にもそんなお話をさせていただいております。3月15日に切り替えた時点によって、オフトーク施設をそのままに放置しておいても、なんら電話等への影響はございません。でありますので、もし付け替え、あるいは撤去についての部分で、いろいろ不便が生じた場合には、町のほうに連絡をしていただいて、撤去、あるいはスピーカーの取り付けをしてあげるといような考えで、今、計画をしております。

それから先ほど、今度の新しい告知端末機の部分で、登録方式によれば、確かにグルーピングのページの中での、放送の切り替えは可能だと思います。

ただ、その場合には、いろいろ支障はあると思いますけれども、今現時点で考えている放送の部分については、旧南部エリアは、今のオフトークでいいます1チャンネルエリアを放送いたします。それから、旧富沢のほうには、今の2チャンネルエリアのオフトークになっていまずけれども、その部分を放送いたします。

従来は、オフトークを聞かれるほうの方が、1チャンネル、2チャンネルを選択することができましたけれども、今回の情報施設の場合には、発信をする情報センターのほうで、電話番号ごとに選ばなければ発信ができない形であります。

ですから、実際に実稼働をした段階で、私は南部地区エリア、あるいは富沢地区向けのエリア放送のほうがいいよということであれば、それをお申し出いただいて、それを電話番号によって切り替えるということになるかと思えます。

グルーピングの部分についての放送については、登録方式になりますので、その登録が。

議長（堀之内可和君）

総務課長、簡潔に、質問事項だけについて述べてください。

総務課長（若林正昭君）

それでは、最終的には、登録方式の部分では、今からの部分でまだ検討課題の部分のかなりあるというようにご理解を願いたいと思えます。

議長（堀之内可和君）

それでは、総括をした中で、町長、佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

両方の質問に対して、今まで述べましたとおり、町としましては、せっかくこれだけのすばらしい施設をやったわけですから、極力うまく有効利用をしたいと、それは山々でございますが、やはり財政事情が許さないというところですから、その辺りのことは、少し様子を見させていたいただきたいと思っております。

以上です。

議長（堀之内可和君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

1番、市川強議員。

1 番議員（市川強君）

スピーカーを誰が付け替えてくれるのかお答えになっていないと思います。

それとグルーピングですね、もう、前から分かっていることですので、早急に、例えばグルーピングしたいところがあるとか、そういう希望を取らなければいけないと思います。アンケートというか、今までなぜ、それをしていないのか、もう来週始まるのですから、なぜそれに気が付かないのか、以上です。

議長（堀之内可和君）

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

その件に関しましては、総務課長のほうからお答えさせていただきます。

総務課長（若林正昭君）

先ほどのスピーカーの件ですけれども、回収時における説明書の中に、同時にその設定の部分も一応、含んでいて配布をしたいというように考えております。

それから、グルーピングの部分については、今あるグルーピングと同じような形で、各区にはそういった部分についてのお知らせはしようということで、今準備を進めています。

議長（堀之内可和君）

以上で、一般質問を終結いたします。

議長（堀之内可和君）

日程第 10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しております資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、決定いたしました議員派遣について、やむを得ず変更が生じる場合は、議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣について、やむを得ず変更が生じる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉会いたします。

なお、12日月曜日には、2日目の本会議を開きます。

内容は現地視察であります。

本庁を午前9時30分出発となっておりますので、午前9時までに議員控室にご参集ください。

また、15日には総務建設常任委員会の審査が、16日には文教厚生常任委員会の審査が行

われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時 7分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年 3月 8日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

内田大明

会議録署名議員

萩原敬

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 望月哲也

平成 2 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 2 日

平成24年南部町議会第1回定例会(第2日目)

議事日程(第1号)

平成24年3月12日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・会議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	市川 強	2番	望月 將名
3番	旗持 雅	4番	内田 大明
5番	萩原 敬	6番	遠藤 雄一
7番	小林 福雄	8番	佐野 礼三
9番	木内 利明	11番	佐野 哲也
12番	仲亀 七郎	13番	鍋田 幹雄
14番	堀之内 可和		

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

6番	遠藤 雄一	7番	小林 福雄
----	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町	長	佐野和広	教育委員	長	尾山幹雄	
代表監査委員		大窪昌樹	教	育	長	望月康秋
会計管理者		久保川昭弘	総務課	長	若林正昭	
交通防災課	長	田村秋人	企画課	長	四條和彦	
財政課	長	望月宝	税務課	長	青木司	
住民課	長	古屋秀樹	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長		望月政文	
アルファセンター	所長	望月良治	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長		近藤勝	
健康管理センター	所長	望月一弥	子育て支援課	長	小池治男	
水道環境課	長	長坂正志	環境センター	所長	若林邦治	
産業振興課長(兼) 農業委員会事務局長		仙洞田秀文	建設課	長	鈴木正規	
登記室	長	佐野日出夫	学校教育課	長	若林治	
生涯学習課	長	斉藤文明	生涯スポーツ課	長	佐野隆行	

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 望月哲也

開会 午前 9時30分

議長（堀之内可和君）

おはようございます。

ただいまから平成24年南部町議会第1回定例会、2日目の会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は、13名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第1回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、6番 遠藤雄一議員および7番 小林福雄議員の両名を指名いたします。

議長（堀之内可和君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路はお手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に行きますので、お願いいたします。

《現地視察》

議長（堀之内可和君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉会いたします。

なお、15日には総務建設常任委員会の審査が、16日には文教厚生常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、次回の本会議は、3月23日、午前9時30分より、3日目を開会いたします。

議員の皆さまは午前9時までに控室へご参集ください。

以上で散会といたします。

本日は、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年 3月 12日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

遠藤雄一

会議録署名議員

小林福雄

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

望月哲也

平成 2 4 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 2 3 日

平成23年南部町議会第1回定例会(第3日目)

議事日程(第1号)

平成23年3月23日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・会議
3. 日程報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 常任委員会委員長報告・質疑  
日程第3 提出議案の質疑・討論・採決
- 議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について  
議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)  
議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)  
議案第14号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)  
議案第15号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第16号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第17号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
議案第18号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第19号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算  
議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算  
議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

- 議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算  
 議案第24号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算  
 議案第25号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第26号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計予算  
 議案第27号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計予算  
 議案第28号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計  
 予算  
 議案第29号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計  
 予算

- 日程第4 議員提出議題の報告  
 日程第5 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決  
 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について  
 日程第6 閉会中の継続審査について  
 追加日程第1 議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第7号)  
 議案第31号 教育委員会委員の任命について

4.出席議員は次のとおりである。(13名)

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 市川 強    | 2番 望月 將名  |
| 3番 旗持 雅    | 4番 内田 大明  |
| 5番 萩原 敬    | 6番 遠藤 雄一  |
| 7番 小林 福雄   | 8番 佐野 礼三  |
| 9番 木内 利明   | 11番 佐野 哲也 |
| 12番 仲亀 七郎  | 13番 鍋田 幹雄 |
| 14番 堀之内 可和 |           |

5.欠席議員(なし)

6.会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 8番 佐野 礼三 | 9番 木内 利明 |
|----------|----------|

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町	長	佐野和広	教育委員	長	尾山幹雄	
代表監査委員		大窪昌樹	教	育	長	望月康秋
会計管理者		久保川昭弘	総務課	長	若林正昭	
交通防災課長		田村秋人	企画課	長	四條和彦	
財政課長		望月宝	税務課	長	青木司	
住民課長		古屋秀樹	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長		望月政文	
アルファセンター所長		望月良治	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長		近藤勝	
健康管理センター所長		望月一弥	子育て支援課長		小池治男	
水道環境課長		長坂正志	環境センター所長		若林邦治	
産業振興課長(兼) 農業委員会事務局長		仙洞田秀文	建設課長		鈴木正規	
登記室長		佐野日出夫	学校教育課長		若林治	
生涯学習課長		斉藤文明	生涯スポーツ課長		佐野隆行	

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 望月哲也

開会 午前 9時30分

議長（堀之内可和君）

ただいまから、平成24年南部町議会3日目の会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第1回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、8番 佐野礼三議員及び9番 木内利明議員の両名を指名いたします。

議長（堀之内可和君）

日程第2 常任委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

まず、常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、萩原委員長。

総務建設常任委員長（萩原敬君）

それでは、総務建設常任委員会、委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会は、平成24年3月15日木曜日に開会し、午前9時から午後4時まで審査いたしました。

審査会場は南部町役場本庁舎2階大会議室で行いました。

出席者は、委員長、私、萩原敬、佐野礼三副委員長、鍋田幹雄委員、木内利明委員、小林福雄委員、望月將名委員、堀之内可和議長。

執行部からは、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、建設課、登記室、総務課、議会事務局の各課長、室長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された議案第8号から議案第29号までの11件の議案について、所管課より説明を受け、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の過程において、次の質疑があり所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、一部抜粋をして報告をさせていただきます。

それでは、報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、2ページの交通防災課関係からいきたいと思います。

中ほど16行目になります。

問、東海地震において、本町は震度7と想定されているが、耐震改修等、町民の防災意識を高めるために、どのように取り組むか。

答、費用の面からもなかなか申請に至らないことがあるので、住民に理解しやすい方法でPRしていきます。

県が、23年度から耐震改修事業に関して、町と連携して各世帯を回り、推進のためのロー

ラー作戦を行っています。23年度本町では、1地区で実施します。来年度も啓発に努めます。

めくっていただきまして、3ページになります。中ほどよりちょっと下、議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算歳入で、下から12行目になります。

問、P20、社会資本整備事業費補助金中、土砂災害ハザードマップ作成事業費補助金225万円について説明を。

答、町では、19年度に富士川洪水ハザードマップ作成時に、土砂災害についても記載しており、その当時は161カ所の土砂災害指定分を掲載しました。

その後、土砂災害指定箇所が115カ所追加指定されたので、それらを加えて新たに作成するもので、冊子を3,700部作成し、全戸配布します。ハザードマップは、作成事業費450万円で、国庫補助金は2分の1で225万円を計上しました。

めくっていただきまして4ページになります。上から6行目。

問、P42、安心なまちづくり推進費負担金補助および交付金中、木造住宅耐震改修事業費補助金240万円についての説明と、耐震化改修事業への更なる補助要請等の考えはということで、答は、県議会で当初予算が可決されれば、24年度から木造住宅耐震診断については、概算見積書の作成、工事内容説明、業者の紹介も加えられます。

また、耐震改修設計支援事業も増設されて、対象事業費30万円に対し、3分の2の20万円が県と町で補助されることになりますので、町もその支援事業を行っていきたいと考えています。

めくっていただきまして、5ページ、最後の下から5行目になります。

問、消防団員の現状はということで、答、消防団員の定数は510名ですが、23年度現在は446名、22年度は442名で、徐々に減少しつつあります。地域の消防団員については、できるだけ退職時期を延ばして、長く続けてもらえるようお願いしています。

また、消防団員の新規加入についても努力をしています。

めくっていただきまして6ページになります。

企画課関係、上から4行目、問、P18、不動産売払い収入土地売払い代金中、宅地売買収入2,244万9千円について、企画課分の説明を。

答、企画課分は1,390万9千円で、南部昭和町1区画300平方メートル、万沢杉山1区画330平方メートル、福士平1区画313平方メートルになります。単価は昭和町が2万2,400円、それから杉山が6千円、平が1万6,600円になります。

単価の決定については、用地取得費と町で施行する造成費等の合計額を出して、近隣用地価格等を参考にしながら、庁内で検討し、民間より若干低い価格に決定しました。

その下の、上から10行目になります。

問、P32、情報通信基盤施設整備事業費、工事請負費中、情報通信基盤施設整備工事費6,489万2千円の減額理由はということで、答としまして、4ヶ年の継続事業で、23年度が最終年度にあたり、継続費全体の総事業費が確定したので、継続費の精算として工事請負費が減額となりました。

めくっていただきまして7ページございます。

上から12行目、問P45、交流促進施設整備事業費委託料中、基本計画策定事業委託料210万円について、町の考え方はということで、答、今回、予定用地が取得できました。平成29年度に中部横断自動車道が開通するというので、基本計画については町長との協議に

において、検討委員会を立ち上げる予定です。

その中で、内容、事業費、工事期間、運営方法等を議論して進めていきたいと考えています。

めくっていただきまして8ページ、財政課関係になります。議案の第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定についてということで、上から3行目、問、山水徳間の里の指定管理者の指定については、審査内容について、議会への報告が必要ではないか。審査内容の報告と、議事録の提出をお願いしたい。

答としまして、地域密着型の施設としてとらえ、地域の活性化を図り、地域と連携が取れるという理由から、今後も管理組合に指定管理する方針を決定し、平等な利用とサービスの向上、施設の最大限の利用、適切な維持管理と経費節約、安全な運営、斬新な企画等の点について、選定委員会で協議し、また管理組合からインターネットやパンフレットによる施設のPR、竹工房での新体験メニューの取り入れ、そば処での地産地消の推進等のプレゼンテーションの結果、指定管理について、山水徳間の里管理組合と、2月21日に仮契約を締結しました。

今議会におきまして、ご審議をいただき、議決をいただいたあとに、本協定を締結することになります。

なお、選定委員会の議事録については、後日提出させていただきます。こういうことでございます。

次に、めくっていただきまして、9ページになります。上から12行目、問、P16、地方交付税について説明を、答、24年度も普通交付税は、ルール分が確保され、28億8千万円が見込まれますが、当初はこのうちの27億1千万円を計上しました。特別交付税は確定後計上します。

めくっていただきまして11ページになります。

税務課関係、上から4行目、問、P23、税務総務費委託料中、公函等書替え作業委託料50万8千円の減額について説明を。

答、国土地理院が、東北地方大平洋沖地震で生じた地殻変動について、東日本に設置してある基準三角点4万3千点のうち、1万9千点を調査しました。このデータを基に実施した、町内の座標補正数値の検証作業に時間を要したため、今年度予定をしていました公函の作成が間に合わず、減額となりました。なお、今回減額分は、新年度予算に計上しました。

めくっていただきまして、12ページになります。

中ほどからちょっと下で、事業勘定の歳入のところでございます。問、P49、一般被保険者国民健康保険税1億8,749万5千円が、前年度と比較し647万8千円減額されているが、その理由は。

答、昨年に比べ、世帯数が減少し、景気の回復の遅れなどによる影響で、所得が落ち込むことから、昨年より減額となりました。

めくっていただきまして13ページ、産業振興課、農業委員会関係になります。上から11行目歳出、問いとしまして、P33、造林費アルカディア総合公園天井山整備事業120万円減額について説明を。

答、23年度も植林等を実施し、0.3ヘクタール整備しましたが、スギ、ヒノキの伐採搬出等が必要なかったため、その費用が減額となりました。

15ページになります。上から6行目、問、P83、農業振興費委託料中、有害獣捕獲檻管理委託料44万4千円について説明を。

答、サルの大型捕獲檻で12基、小型檻6基の設置管理の委託料です。23年度は銃での駆除も含まれますが、シカ171頭、イノシシ95頭、サル70頭を捕獲しました。

下から5行目でございますが、問、P85、農地費工事請負費中農道水路改良工事費900万円について説明をということで、答としまして24年度は、年次計画での約30件程度の事業に対応できるよう、900万円を計上しましたが、要望個所が増加した場合は、町長と協議し、補正で計上していきたいと考えています。

めくっていただきまして、16ページになります。下から9行目、問、P92、観光費負担金補助及び交付金中、南部町火祭り実行委員会補助金1,200万円について説明を。答としまして、24年度も例年と同じ内容で経費を見積もり、補助金を計上しました。内容については役員会等で、今後協議をしていきます。なお、火祭り開催までの実行委員会の会議は1回でしたが2回開催し、内容等について協議したいと考えています。

次、17ページはありません。18ページです。建設課関係、上から16行目になります。

問、町営住宅緑ヶ丘団地の取り壊された場所についての考えは。

答、空き家となった住宅を解体後、残地の状況等を見ながら売払いを検討していきます。

なお、団地居住者以外への売払い単価については、払い下げとは状況が異なるため、近隣の売買実例等を調査しながら検討します。

その下になります。

歳出、問としましてP34、河川総務費負担金補助及び交付金中、急傾斜崩壊対策事業負担金340万円の減額について説明をということで、答、これは県の事業に対する負担金ですが、県の事業費が減となったため、減額となりました。なお、23年度予定した事業はすべて実施されております。

19ページ、上から4行目になります。

問、P20、土木費国庫補助金社会資本整備事業費補助金中、橋梁長寿命化修繕計画策定事業費補助金455万円について説明を。

答、23年度までに延長15メートル以上の30カ所の橋梁点検を実施しました。24年度は延長15メートル未満の154カ所の橋梁点検を実施します。これに対する国庫補助金で、補助率は65%です。

上から14行目、問、P88、林道整備事業費工事請負費中、林道維持工事費400万円、林道改良工事費2,020万円について説明を。

答としまして、林道維持工事費について、各区の要望に対応していきたいと考えています。

また、林道改良工事費については、剣抜大洞線の路面改良工事、1工区成島側、2工区奥山側で、それぞれ370メートルのコンクリート補装工事を行う予定です。剣抜大洞線は、総延長が19キロメートルあり、3,800メートルは砂利道部分になりますが、急勾配の箇所2300メートルはコンクリート補装を考えています。

めくっていただきまして、20ページになります。中ほどの、上から15行目、問いとしまして、国道469号線の進捗状況は。

答、富士宮市の国道139号から東側については、改良工事が進んでいます。国道139号線から西側の万栄橋までは、まだ正式ルートが決定しておりません。ルート決定をするよう、県や国土交通省に毎年要望していきます。

一番下になります。下から4行目、問、P143、過年度発生補助災害公共土木施設災害復

旧費、工事請負費中災害復旧工事1億6,360万円について説明を、答え、23年度に災害査定を受けた、残り4路線5カ所を24年度に実施します。

災害の補助率は通常66.7%ですが、今回、激甚災害の指定を受けたので、補助率は81.3%になる予定です。24年度の歳入は66.7%で計上してありますが、正式な決定後、補正予算で計上予定です。

22ページになります。登記室関係、下のほうで、議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算の中で歳出、下から4行目。

問、P86、平成24年度の地積調査事業について説明を。

答、地積調査事業費としては896万円を予定しています。また、調査範囲については、万沢第3地区となる横マクリ・北原・御屋敷・下谷戸・河内戸・土井下・本田・六本松の一部で、調査面積は0.25平方キロとなります。

23ページでございます。

総務課・分庁舎・万沢支所関係、上から6行目になります。

P22、文書広報費委託料中、光伝送路保守管理委託料28万4千円について説明を。

答、23年度3月に、万沢地区の光伝送路が供用開始となり、3月の貸付料は22年度施設貸出料として、IRU契約による収入となっていますが、町からの委託料の支払いは、NTTとの協議により、23年度で支払うこととなっていました。

12月補正で、13カ月分を予算計上するところを12カ月分としたため、1カ月分が不足となるため、保守管理委託料を計上しました。

めくっていただきまして、24ページになります。下から7行目、問、P35、文書広報費委託料中光伝送路保守管理委託料1,252万5千円と、使用料及び賃借料中、地下埋設管等使用料961万6千円について説明を。

答、永続的な回線使用权に基づく契約がされている、IRU契約の相殺費用になりますが、一般財源で23年度と比較しますと、IRU契約による貸付収入分が特定財源としてありますので、1,764万5千円が削減されています。

めくっていただきまして、25ページ、下から5行目、問、民間の情勢は大変厳しいが、その中で町の職員の定期昇給についてどう考えるか。

答としまして、職員給与は1級から6級まで区分され、条例によりその運用をされております。昨年も人事院勧告を基に、減額給与と改正されております。職員の定員管理、給与についても広報やホームページで公表しております。

以上、総務建設常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長（堀之内可和君）

委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

萩原敬委員長、ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、佐野哲也委員長。

文教厚生常任委員長（佐野哲也君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会、委員会審査を報告いたします。

本委員会は、平成24年3月16日金曜日に開会し、午前9時から午後3時30分まで審査いたしました。

審査会場、南部町役場本庁舎2階、大会議室で行いました。

出席者、委員長私、佐野哲也、内田大明副委員長、仲亀七郎委員、遠藤雄一委員、旗持雅委員、市川強委員、堀之内可和議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファーセンター、子育て支援課、水道環境課、環境センター、教育委員会の各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり文教厚生常任委員会に付託された議案第3号から議案第25号までの、18件の議案について所管課より説明を受け、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審議の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、抜粋して報告をさせていただきます。

それでは報告書の、3ページであります。

住民課医療センター関係から、議案第5号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）になります。

事業勘定について、問、療養給付費等負担金、現年度分3,344万5千円の減額についての説明を。

答、当初予算において、療養給付費については、不足が生じないように予算計上しましたが、医療費の減少等により、補助対象となる給付費が減少したことに伴い、国庫負担金が減少しました。

次に、4ページであります。上のほうの、問、県支出金、県補助金中、僻地医療確保対策事業費補助金198万8千円についての説明であります。

答、南部診療所、万沢診療所の運営費の補助金で、この補助金は暦年計算で前年度の4月から3月、当該年度の4月から12月までの1年間の運営費の基準額に対し、一部を補填分として、国が交付金、県が補助金として交付する制度です。両診療所において、交付申請と実績報告を行います。国県支出金とも、事業勘定会計で受け入れ、直診勘定へ繰り出します。

次に、その下の、直営南部診療施設勘定について、最初の間、医薬品衛生材料費需用費中、医薬材料費900万円についての内容と、今回は南部診療所の補正だけなのかについて。

答、内科の内服薬が主な増額の要因ですが、特に11月からインフルエンザA型、B型、胃腸炎の大流行により、インフルエンザ320件、胃腸炎が100件ほど出たため、その薬剤の購入とほかに外科、整形外科にかかわる内服薬を購入するための増額です。

なお、万沢直診分は12月に補正を行っております。

次に、議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算について、歳入で一番下であります。

民生費県負担金中、保険基盤安定負担金中、後期高齢者医療分2,248万5千円について

の説明であります。

答、保険基盤安定負担金は申請により交付されます。なお、負担割合が決まっており、保険料の減額分について交付されますが、24年度については7割軽減分を751人、5割軽減分を112人、2割軽減分は181人、社会保険被扶養者分の219人をもとに予算計上しました。この人数について、広域連合で積算した数字を町で交付申請し、交付決定されます。

次に、その下であります。

議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算について

事業勘定で、問、国民健康保険税全般において、滞納繰り越し分の取り組みは。

答、滞納分の取り組みについては、新規滞納者、長期滞納者ともに、納付交渉を行い、納税契約書の受領をし、時効を中断させるなどの努力をしています。

交渉に応じない人については、差し押さえをして、滞納処分を行ってきました。

収納率向上については、納付交渉、財産調査、差し押さえ等滞納処分の実施を着実にを行い、これらの積み重ねが、収納率の向上につながると考えています。

滞納者の家庭には、課長と滞納担当が一緒に訪問しており、滞納者が役場に来て納税相談をするときは、必ず課長が同席し、話し合いに応じています。

次に、直営南部診療施設勘定で6ページをお願いします。

上のほうで、問、医療機器器具費備品購入費中、施設備品購入費2,010万円の購入備品内容は。

答、地域医療再生臨時特例基金事業費補助金を充当し、南部診療所のX線撮影装置システム、超音波診断装置システムの入れ替え、新たにCR画像読取装置のシステムを、主な購入予定機器と考えております。

CRシステムは、撮影した映像データ等を診察室で鮮明に映し出し、患者さんにその詳細説明を行うことができます。また、データ保存をすることにより、経過観察を行うことができますということです。

次に、その下の直営万沢診療施設勘定について、最初の間、診療収入中外来収入全般において、前年度に比べて254万1千円を増額されているが、その理由はについて。

答、万沢診療所の診療収入は、22年度決算概要と比較して、全体的に受診件数、診療日数が増えております。また、小児科外来が増えたこと、派遣医師の協力による患者数の増などが主な要因です。

次に、7ページをお願いします。

福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係であります。

議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

問、この条例改正は、逼迫する財政に対応するため、新100歳祝い金を減額改正したと考えるが、今後、敬老祝い金の減額等を考えているかということです。

答、県下の市町村において、敬老祝い金の減額を行っているケースが多くあります。県においては、24年度より敬老祝い金をすべて廃止する方向であると伺っています。本町においては、敬老祝い金を21年度に減額したばかりですので、本年度は新100歳祝い金のみ減額することとしました。

今後、財政がますます逼迫することが見込まれることから、敬老祝い金の減額については、検討せざるを得ないと考えます。

次に、その下の議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

最初の問、この改正は、介護サービスの増加等による介護保険料の増額改正であるが、健康で介護サービスをなるべく利用しないための介護予防事業の充実が必要と考えるが、現在の介護予防事業の状況について説明を。

答、身体機能の低下した方を対象に、リハビリ教室を実施し、年間延べ2,400人を超える方が利用し、一定の成果が出ています。

また、地区の民生委員、福祉推進委員や、地域の方にご協力をいただき、高齢者を対象に、地区サロンを実施し、保健師によるバイタルチェックや、リハビリ体操などを行っています。年間174回で2,330人の方が利用されています。

その他ウォーキング教室や、チームダイエツト事業等を実施し、介護予防に努めています。

次に、8ページをお願いします。中ほどの、問、配食サービスを民間に委託したほうが、経費が安価になると思うがその説明を。

答、現在の1食あたりのコストは672円で、旧富沢町で実施していた民間への配食サービス委託方式では1食600円でした。しかし、現在実施している多数のボランティアの協力による、ぬくもりのある配食サービスも大きな意義がありますので、このようなボランティア精神も大事にしていきたいと考えていますということであります。

次に、9ページをお願いします。

上の問、予防費委託料中子宮頸がん等ワクチン接種委託料650万円の減額についての説明であります。

答、当初対象者全員分の子宮頸がん190人の2回分、ヒブ200人の1回分、肺炎球菌200人の1回分を予算計上しましたが、接種人数等が少なかったため、減額となりました。

次に、10ページをお願いします。

上から2番目の問、基金繰入金中、住民生活に光をそそぐ基金繰入金について説明を。

答、1,373万円のうち、373万円が自殺予防対策事業に該当しますということになります。

次に、そのページの下です、問、保健衛生総務費負担金補助及び交付金中、休日夜間緊急医療費532万8千円についての説明を。

答、峡南地区内の5病院が輪番制により緊急医療に対応するもので、休日は1病院、夜間は2病院が対応しております。

この休日夜間緊急医療事業費を均等割、人口割で峡南5町が負担しています。22年度の緊急医療状況は、休日が延べ856人、夜間が延べ1,889人でした。

次に、その下であります、議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計について。

まず歳入で、問、居宅介護サービス費収入中、通所介護費収入2,250万4千円についての説明であります。

答、介護1から5の方で、富沢デイサービスを利用した実績に応じて、国保連合会より給付される介護給付費です。

次に、その下の支出で、問、介護予防サービス計画事業費中、委託料272万円についての説明であります。

答、24年度より重度な介護になることを防ぐため、福祉保健課内の地域包括支援センターの保健師3人が、介護予防事業を強力に展開するため、この3人が担当していた要支援1から2の方の、サービスの利用計画作成業務の一部を、民間に委託するものでありますということです。

次に、13ページをお願いします。

子育て支援課関係で、議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(6号)について、2番目の、問、民生費国庫負担金中、子ども手当負担金2,164万6千円の減額の理由は。また、受給者が何人か。

答、子ども手当の制度改正があり、支給金額の変更がありました。23年度当初予算編成時は、0歳から3歳未満児を1人2万円、3歳児以上から中学生を1万3千円で計上しましたが、一律、1万3千円になりました。10月以降から0歳から3歳未満児と、3歳以上から小学生までの第3子以降は1万5千円、3歳児以上と小学生までの第1子と第2子と中学生は1万円に改正になり、制度上でも減少し、見込み人員も減少したため減額しました。

なお、受給者は24年2月現在で、454世帯763人になりますということです。

次に、14ページをお願いします。

一番下であります。問、繰入金、基金繰入金中、地域福祉基金繰入金1千万円についての説明であります。

答、17年度からの基金を取り崩し、一般会計に繰り入れて、町内保育所の保育料、幼稚園の保育料として納めた額の30%を、就園児童支援金として支払っています。

次に、15ページであります。上の歳出の関係ですけれども、中ほどの、問、保育所総務費賃金中、臨時職員賃金2,208万6千円、パート等賃金55万円についての説明であります。

答、臨時職員は保育士、調理員の10名と、バスの運転手1名を予定しています。パート等賃金は、園児送迎バスの添乗員の賃金245日分を予定しています。

また、各種行事や緊急時のバス運転手賃金も10日分、作業時の補助員賃金で2日間分を計上しています。

次に16ページをお願いします。水道環境課・環境センター関係であります。

議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

最初の、問、中野本郷営農飲雑用水簡易水道は、農林水産省の補助事業だったが、補助的な絡みは消えているのか。また今までどおり農地等への排水、散水は自由にできるのか。

答、中野本郷営農飲雑用水簡易水道は、農林水産省の補助金で事業を実施しました。すでにこの事業の起債の償還も完了しているので問題ありません。営農飲雑用水で整備事業を行いましたので、お茶畑等、農地への散水については今までどおりですが、将来的な取り扱い等については検討をする必要があるのではないかと考えています。

また、農地として利用されなくなった地域の散水栓は、順次撤去していきたいと考えています。

次に、17ページをお願いします。

歳出で、問、環境衛生費負担金補助及び交付金中、浄化槽設置整備事業費補助金685万2千円の減額についての説明であります。

答、国庫補助金の減額に伴うものが主です。なお、23年度の浄化槽の設置基数は56基で、

当初計画した70基より14基の減となりました。

その下の、問、合併浄化槽設置の年間計画は。

答、毎年60から70基の設置を見込み予算計上しています。合併浄化槽の設置率は、約34%ほどですので、目標を達成するために引き続き設置事業を促進していきます。

次に、議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算の(第4号)について、下から2番目ですか、問、未納金についての考え方は。

答、未納の過年度分については、職員が徴収に努めた結果、今回の滞納整理分50万円を追加し、2月末までに徴収した額は157万円となります。今後も、少しずつでも未納金を出さないように努力していきますということであります。

次に、18ページ、中ほどになります。

問、土木費国庫補助金社会資本整備事業費補助金中、交流促進施設上水道設備整備費交付金650万円についての説明であります。

答、中部横断自動車道南部インター施設へ給水を行うため、南部水源施設等の設計業務委託費に対する交付金です。業務内容は、岬原地内の南部水源整備で、取水井戸改修設計、ポンプ施設設計、塩素注入施設設計、場内配管設計、場内整備設計、受水槽設計等の測量設計、業務委託費1,386万円に対する国からの交付金です。

なお、基本計画策定業務委託料は、企画課が担当していますということであります。

次に、19ページですね、上のごみ収集袋仕入額について説明を。

答、塵芥処理費事業費中、消耗品2,183万3千円のうち388万5千円が仕入額です。なお、今後の処理状況を見ながら、町民が使いやすい袋の検討や、仕入れについては、数社からの見積りを比較し、仕入額の減額に努めますということです。

次に、教育委員会費についてであります。21ページをお願いします。

議案第20号 平成24年度南部町一般会計の歳入であります。最初の間、教育費負担金中、現年学校給食費負担金3,241万3千円についての説明であります。

答、給食費は1人あたり小学生が1カ月4,300円、中学生が1カ月4,800円で、これにより計算し、予算計上をしました。なお、この1人あたりの額は平成22年度から同額ですということであります。

次に、22ページの上であります。

問、基金繰入金中、住民生活に光をそそぐ基金繰入金についての説明を。

答、基金繰入金1,373万円のうち教育委員会関係の繰入金は1千万円で、この繰入金で町立図書館蔵書500万円、5学校の図書蔵書各100万円の整備を実施する予定です。

それから下から2番目の、問、教育委員会費委託料中スクールバスの運行委託料1,874万3千円についての説明を。

答、6台の運行について委託するもので、1日1万2,600円に運行日数を乗じた額を計上しました。委託先は南部交通と南部自動車教習所の2社であります。

次に、23ページであります。

下から2番目の、問、文化財の保管等について説明を。

答、今年度、2カ所の文化財の整理を行います。旧南部町の文化財を保存してある緑ヶ丘の建物は、老朽化が激しいため、保存場所について検討したいと思います。

また、旧富沢の建物は、鉄筋コンクリートづくりの堅牢な建物で、中部横断道工事による移

転等には該当しません。

いずれにしても、両地区に保存してある文化財の整理、保存方法については検討したいと思います。

次に、24ページをお願いします。2番目の、問、アルカディア文化館費使用料及び賃借料中、図書館ネットワークシステムリース料222万3千円についての説明であります。

答、南部図書館、富沢図書館、万沢支所、学校5校で構築されたネットワークを利用した図書の検索、予約、貸借等の処理ができるソフトや、その他機器のリース料です。

なお、県立図書館等の本を借り受けができるシステムは、町立図書館のみでありますということであります。

次に、1つ飛んで下の、問、学校給食共同調理場統合事業中、配送車購入費1,180万9千円についての説明を。

答、南部調理場で使用している現在の給食配送車は、リフトがなく、コンテナの固定金具の不具合等が生じています。両調理場で使用している現在の給食配送車は、足回りが悪く老朽化による不具合が生じており、両車両とも温度の管理ができる断熱材等が装備されていない状況です。

また、車両購入に伴う一般財源の負担を軽減したいということから、合併特例債が充当できる24年度に2台とも買い替えることが望ましいと考え、予算計上をしました。

次に、その下であります。学校給食調理場統合事業中、工事請負費4,166万4千円についての説明。

答、新築すると2億3千万円ほどかかるため、富沢調理場を改修することとし、工事請負費4,166万4千円を計上しました。工事内容は、車庫を改修し、コンテナホールに休憩室、事務室を改修し、食品庫西側に新しく休憩室、事務室を増築、駐輪場の一部を解体し、配送車の車庫を新築します。

次に、25ページ、最後であります、下の問、廃校となった中学校の利活用は。

答、町民の皆さまからさまざまな提案がある中で、災害対策、若者の定住化を促すにはどのようなしたらよいのか等々、町長の考えに基づき、早急に検討していきますということになります。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

議長（堀之内可和君）

委員長、その場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

佐野哲也委員長、ご苦労さまでした。

議長（堀之内可和君）

日程第3 提出議案の討論・採決を行います。

討論は議案第3号から議案第10号まで、議案第12号から議案第29号まで、以上26件を一括して討論いたします。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

次に採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第3号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号 南部町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号 南部町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号 南部町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について。委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号 南部町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立多数 )

起立多数であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号 平成23年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号 平成23年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)につい

ては、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号 平成23年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号 平成24年度南部町一般会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

議長(堀之内可和君)

日程第4 議員提出議題の報告であります。お手元に配付してありますので、提出議題の報告は省略させていただきます。

議長(堀之内可和君)

日程第5 議員提出議題の説明・質疑・討論・採決に入ります。

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についてを議題として、提出議員より、提案理由の説明を求めます。

9番、木内利明議員。

9番議員(木内利明君)

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について

別紙計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成24年3月23日提出

提出者 南部町議会議員 木内利明

賛成者 南部町議会議員 望月将名

〃 南部町議会議員 佐野哲也

〃 南部町議会議員 市川 強

南部町議会議長 堀之内可和殿

提案理由についてでありますけれども、東日本大震災の被災地を視察し、東海地震において想定される震度7による甚大な被害の減災対策などの危機管理体制づくりと、残材等の木質チップを利用したエコ型小規模発電施設を視察し、環境に配慮した電力エネルギーについて調査、研究するものであります。

なお、計画書は、別紙のとおりでありますので、朗読は省略させていただきたいと思えます。

以上、発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についての提案理由の説明に代えさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長（堀之内可和君）

提案理由の説明が終わりました。

本件について、質疑・討論を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

次に、討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定いたしました。

議長（堀之内可和君）

日程第6 閉会中の継続審査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について、申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成24年第2回定例会の会期の決定および所管事務研究調査について、お手元にその届出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長から申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

ここで暫時休憩をいたします。  
再開を50分からといたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（堀之内可和君）

それでは、再開いたします。

ただいま、町長から議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）議案第31号 教育委員会委員の任命についての2件が提出されました。

お諮りいたします。

この2件を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号および議案第31号を日程に加え、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

それでは、本定例会に追加議案をご提案させていただくことになりましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集のとおり、平成23年度一般会計補正予算（第7号）であります、議案第30号であります、台風12号による町道本郷柳島線の災害復旧工事として2月3日より平成23年度明許繰越事業で施行を行っておりましたが、3月4日から6日にかけての、96.5ミリの降雨により、復旧工事施工地が再び崩落等の被害を受けたため、災害復旧費の補正であります。

詳細な説明につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決を賜りますよう、お願い申し上げ、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（堀之内可和君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

望月財政課長。

財政課長（望月宝君）

（補足の説明・省略）

議長（堀之内可和君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

それでは、議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）についての質疑・討論・採決を行ないます。

まず、質疑を行います。

2番、望月議員。

2番議員（望月將名君）

災害復旧の補正ということで、これは私も速やかに可決してやっていきたいと思っております。

しかし、委員会質疑でも私が質問いたしましたけれども、前回、12号台風でなったということで、その結果、前の既存のブロック塀が横にヒビが入り壊れた物を、災害復旧として、新たにまた同じ構造物を設置した結果が、またこういう補正に出てきたということですね。

そこで、そのときの前回の測量調査委託費と、今回の災害復旧工事費の、これは分かっていますけれども、前は調査費はいくらくらい計上して、工事費はいくらだったのか、ちょっと説明をしてもらいたいです。

議長（堀之内可和君）

鈴木建設課長。

建設課長（鈴木正規君）

2番、望月議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

前回、工事費が913万5千円でございます。そして、そのときの測量設計は町で行いましたので、委託費はありません。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はございませんか。

2番、望月議員。

2番議員（望月將名君）

今、課長のほうから委託費は町でやったからありませんということでしたが、これだけの補正の工事が出たということも、もう少し最初の査定を受ける前の、町でやった設計ですか、それをもう少し今後、これを教訓に慎重にやっていただければ、こんな補正がでなくても済んだのではないかと、かように思うんですけれども、今後、こういうことを教訓に、慎重な対応をお願いしたいと思いますが、以上です。

議長（堀之内可和君）

意見ということでよろしいですね。

2番議員（望月將名君）

結構です。

議長（堀之内可和君）

ほかにございませんか。

13番、鍋田議員。

13番議員（鍋田幹雄君）

明許繰越された請負契約の、契約期間はどのようになっていますか。そしてまたこれからまた災害査定を受けて工事をするという、そのへんの段取りだけの様子をちょっとお聞かせください。

議長（堀之内可和君）

鈴木建設課長。

建設課長（鈴木正規君）

13番、鍋田議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、工期が24年2月3日から、24年5月18日ということで、今回の災害につきましては、国のほうでは変更ということで対応してもらおうということです。

そして、今後につきましては、調査を行いまして、国のほうの認可を受けながら、工事のほうを進めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（堀之内可和君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号の質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

議案第30号について、討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第30号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

久保川昭弘君が議場におられますので、退席をお願いいたします。

（ 退 席 ）

町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

それでは、議案第31号であります。教育委員の人事案件であります。

望月康秋教育長から辞職願いが提出されましたので、その後任といたしまして、教育委員会委員に南部町福士5518番地、久保川昭弘君を選任いたしたく、地方自治法等の規定により、議会の同意が必要でありますので、本定例会に追加議案としてご提案させていただきました。

よろしくご審議を賜り、ご同意いただきたくお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（堀之内可和君）

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。  
それでは、議案第31号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり同意されました。

それでは、久保川昭弘君は席にお戻りください。

( 着 席 )

ここで、ただいま教育委員会委員に任命されました久保川昭弘君の発言を許します。

久保川昭弘君登壇してください。

教育委員会委員(久保川昭弘君)

ただいまは、教育委員の選任につきましてご同意をいただき、心より感謝申し上げます。その責任の重さを思いますと、身の引き締まる思いでいっぱいです。

日ごとに変化する今の社会にあって、教育もまた変わっていくものと考えております。このような時にあたり、もとより浅学非才、力不足の自分ではありますが、南部町の教育行政推進のために、子どもたちが安心、安全の中で勉強できる教育環境整備と、生涯を通じたさまざまな学習機会の充実や、スポーツの振興に、誠心誠意、一生懸命努めてまいりたいと思います。

議会におかれましても、なにとぞ皆さまの温かいご支援と、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(堀之内可和君)

以上で、あいさつを終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成24年南部町議会第1回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 8分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年 3月23日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

佐野礼三

会議録署名議員

木内利明

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長                      望月哲也